

NATIONAL INSTITUTE FOR FUSION SCIENCE

2018年度 自然科学系アーカイブズ研究会集録
Proceedings of the meeting on Archives in Fields of
Natural Sciences in FY2018

編集

菊谷 英司 (高エネルギー加速器研究機構)
久保 伸 (核融合科学研究所)
Edited by E. Kikutani (KEK) and S. Kubo (NIFS)

(Received - 2020/05/19)

NIFS-PROC-117

June 9, 2020

KEK-Proceedings-2020-1

This report was prepared as a preprint of work performed as a collaboration research of the National Institute for Fusion Science (NIFS) of Japan. The views presented here are solely those of the authors. This document is intended for information only and may be published in a journal after some rearrangement of its contents in the future.

Inquiries about copyright should be addressed to the NIFS Library, National Institute for Fusion Science, 322-6 Oroshi-cho, Toki-shi, Gifu-ken 509-5292 JAPAN.

E-mail: tosho@nifs.ac.jp

<Notice about copyright>

NIFS authorized Japan Academic Association For Copyright Clearance (JAC) to license our reproduction rights and reuse rights of copyrighted works. If you wish to obtain permissions of these rights, please refer to the homepage of JAC (<http://jaacc.org/eng/>) and confirm appropriate organizations to request permission.

2018年度 自然科学系アーカイブズ研究会集録

Proceedings of the meeting on Archives in Fields of Natural Sciences
in FY2018

編集

菊谷 英司 (高エネルギー加速器研究機構)、久保 伸 (核融合科学研究所)

Edited by Eiji Kikutani (KEK)

and

Shin Kubo (NIFS)

Key words : archives, natural sciences, science history

Abstract

The lecture and reports presented at the meeting on “Archives in the field of natural sciences” held on January 22 – 23, 2019 at the National Institute for Fusion Science (NIFS) are collected. In this meeting, the presentations were focused on the archival activities at the research institutes.

TAKANO Toshihiko, Prof. Emeritus of Gakushuin Univ., gave an overview of the legislative system related to archives in Japan, its history and current status. Prof. Takano mentioned the importance of archives for the natural sciences as well as for the historical sciences.

はじめに

この冊子は、2019年1月22-23日に核融合科学研究所において開催した2018年度第2回自然科学系アーカイブズ研究会（NIFS研究会形式共同研究：「研究活動に対するアカウントビリティとアーカイブズ」、代表者：菊谷英司、NIFS16KKG002）における特別講演および研究発表をまとめたものである。

自然科学の分野においてその認知度が決して高いとは言えないアーカイブズではあるが、大型研究分野における社会的責任を果たしていくためにも、また研究分野における将来計画などの策定に当たっての貴重な歴史的資料として保存・管理・提供していくために必要な活動と認識している。

本研究会は、上記のような認識の元に、自然科学系の研究所を中心にそれぞれの機関におけるアーカイブズ活動を行っている研究者等がお互いの情報交換、共通のデータベース構築などを行い、まだまだ十分とは言えない自然科学分野におけるアーカイブズ活動を定着させ、広め、発展させる目的で継続的に開催している。

今回の研究会においては、自然科学分野に限らず、「アーカイブズ活動・制度」が我が国においてどのように進展してきたかを概観するため、日本アーカイブズ学会会長として、学会の認定するアーキビスト資格制度を発足させるなど、アーキビストの養成及びアーカイブズ学を教授できる人材の養成に尽力されている高埜利彦氏（学習院大学文学部・名誉教授）を迎え「日本のアーカイブズ制度 整備のあゆみ」と題する特別講演を頂いた。

また、最近「荒勝文策と原子核物理学の黎明」と題する著作を著された政池明氏（京都大学名誉教授）からは、アーカイブズの重要性を、この著作を著すに当たっての経験から具体的に話された。

我が国におけるアーカイブズ整備のあゆみを学び、その課題が具体的に示された。

ご多忙中にもかかわらず研究会において講演・発表下さり、さらに本冊子のために原稿をお寄せ頂いた研究者皆さまに厚くお礼申し上げます。

最後に諸般の事情から本集録集の出版が遅れたことを陳謝いたします。

2020年5月

高エネルギー加速器研究機構 史料室

（NIFS研究会形式共同研究：
「研究活動に対するアカウントビリティとアーカイブズ」代表者）

菊 谷 英 司

自然科学研究機構

核融合科学研究所 核融合アーカイブ室

久 保 伸

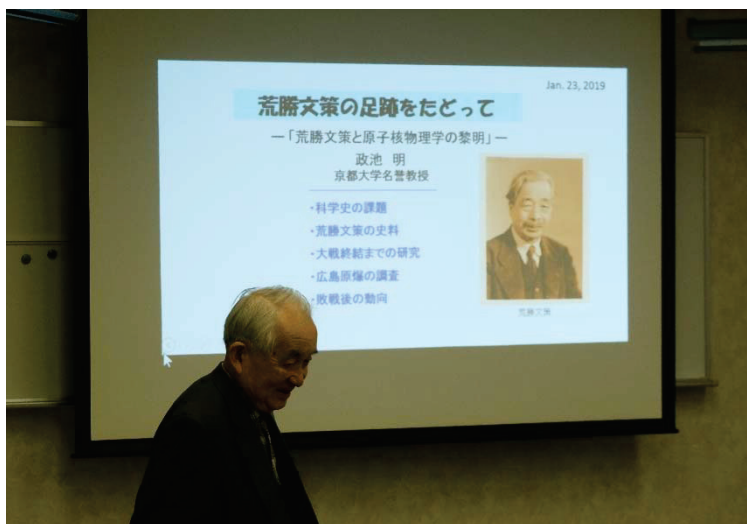
研究会からスナップ写真

2018年度第2回 自然科学系アーカイブズ研究会「研究機関のアーカイブズ活動」

2019年1月22日(火)～23日(木)、於、核融合科学研究所の講演・討論



↑ 高埜 利彦氏
(学習院大学文学部・名誉教授)



← 政池 明氏
(京都大学・名誉教授)

2018年度 第2回 自然科学系アーカイブズ研究会集録
「研究機関のアーカイブズ活動」

日時：2019年1月22日（火） - 23日（水）
場所：自然科学研究機構・核融合科学研究所
研究I期棟402会議室

目次

まえがき

1. 特別講演：日本のアーカイブズ制度 整備のあゆみ
高 埜 利 彦 1
2. 大学アーカイブズは大学図書館と連携可能か？
菅 真 城 15
3. 荒勝文策の足跡をたどって
政 池 明 23
4. アーカイブ作業を通して思う記録の残し方
松 田 慎三郎 37
5. KEK 50周年と史料室
菊 谷 英 司 40
6. 白瀬 轟の晩年と南極観測隊とのつながり
神 田 啓 史 44
7. 戦後初期における国立および大学附置研究所の変遷の概観
有 賀 暢 迪 46
8. 核融合科学関係者名の基準一覧の作成
五 島 敏 芳 51
戸 田 健太郎
9. 我が国の核融合研究黎明期における研究者の活動史研究
雨 宮 高 久 60

付 録

研究会プログラム・参加者名簿

2018年度第2回 自然科学系アーカイブズ研究会
「研究機関のアーカイブズ活動」 プログラム A-1

同上、参加者名簿 A-2

日本のアーカイブズ制度 整備のあゆみ

高埜利彦

学習院大学名誉教授

本日は、下記のようなストーリーで話を進めて参ります。

はじめに

1. 日本のアーカイブズ制度 概観

敗戦から現在まで 天皇の政府のための文書から国民のための文書へ
主要な法律と機関の設立

2. 歴史学者の請願と学術会議の答申

1949年 96名請願の趣旨 庶民の歴史のための資料保存

1950年 学術会議の答申 文化財保護法の対象外の学術研究資料の保存と活用

1950年 文部省史料館設立

3. 世界のアーカイブズに学ぶ —— マイケル・ローパーの勧告

1969年 日歴協の提案と学術会議勧告

1971年 国立公文書館設立

1980年 学術会議勧告「文書館法の制定について」

1986年 マイケル・ローパー勧告 以後、世界のアーカイブズに学ぶ姿勢。

4. 公文書館法 附則の撤廃

1987年 公文書館法 参議院議員岩上二郎 議員立法

「第四条二項、公文書館には館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う
専門職員その他必要な職員を置くものとする。

附則（専門職員についての特例）二、当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には 第四条
第二項の専門職員を置かないことができる。」

附則撤廃のために、以後アーキビスト養成と資格認定に向かう

日本アーカイブズ学会・学習院大学大学院アーカイブズ学専攻・登録アーキビスト

5. 公文書管理法

2003年から福田康夫等政治家が推進し、内閣府法案整備 政府提案で 2009年制定 法の下
で、内実を形成する努力 ↔ 法を理解せず、無視する役人の行為

おわりに

社会全体に、民主主義の基礎であり学問研究の基盤となるアーカイブズの認識が希薄

世界で稀：近代天皇制国家がもたらした個性＝個人・家・地域・団体に歴史は不要

文化財と同様に、後世に伝える記録。

それから、下に示しますような年表を用意しましたが、日本のアーカイブズ制度において、ところどころ画期になったあたりを中心に説明いたします。

日本のアーカイブズ制度

1945年	敗戦 証拠隠滅	
1949年		96名歴史学者、資料館設置の請願運動
1950年		総理大臣吉田茂からの諮問 日本学術会議答申
1951年	文部省史料館 設立	
1959年		日本学術会議勧告「公文書散逸防止について」
1969年		日歴協から「日本史資料の保存・整理・利用・サービスについての構想案」提案
同 年		日本学術会議勧告「歴史資料保存法の制定について」
1971年	国立公文書館 設立	
1974年		全史料協設立
1977年		日本学術会議要望「官公庁文書資料の保存について」
1980年		日本学術会議勧告「文書館法の制定について」
1981年		企業史料協議会設立
1986年		I C A マイケル・ローパー 来日、勧告
1987年	公文書館法 制定 (附則あり)	
1988年		日本学術会議第5常置委員会報告
1990年		全国大学史資料協議会設立
1991年		日本学術会議要望「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について」
2003年		政府 公文書の保存・利用研究会設立
2004年		日本アーカイブズ学会設立
2008年		政府「文書管理の在り方に関する有識者会議」発足
同 年		学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設
同 年		日本学術会議史学委員会提言「公文書館とアーキビスト養成」
2009年	公文書管理法 制定 2年後から施行	
2012年		日本アーカイブズ学会登録アーキビスト制度発足
2018年	国立公文書館「アーキビストの職務基準書」公表	

はじめに

私は、元々は日本史の、江戸時代の研究をいたしておりました。東京大学の史料編纂所では維新史料部というところにおり、幕末の井伊家史料の編纂や、幕末の外国関係文書の編纂などに取り組んでいました。7年間史料編纂所にお世話になり、その後、目白の学習院大学文学部史学科で、

専ら江戸時代を中心にしたゼミを担い、そして学生たちの卒業論文の指導などを行う、というようなことで37年間所属いたしておりました。学習院大学には、大学史料館というのがございまして、元々は江戸時代史料を保存する機関として出発しております。今から20何年か前に、これからお話しいたしますけれども、ちょうど日本のアーカイブズ制度を充実させていく、そういう途中にその史料館長を務めました。その当時から、大学アーカイブズを、つまり、元々の江戸時代の歴史資料保存機関としてより、さらに大学アーカイブズとして発展させていく、展開させていく必要があるのではないか、ということでアーカイブズの勉強を始めました。したがって、たかだか20何年間か勉強しただけのことです。それで、あれこれいろいろな問題について、特に私は全国歴史資料保存機関連絡協議会、略して全史料協と呼びますが、そこで多くの方々と一緒に勉強しておりました。アーカイブズの専門職でありますアーキビストを養成する、このことがとても大切になるということで、後でお話ししますが、アーキビストの資格制度をいかに制度化していくのか、という問題にコミットいたしました。

その後、学習院大学において、文科省の大学の設置基準の大綱化によって、総合基礎科目の中で「記録保存と現代」というアーカイブズ学を幅広く扱う授業を開講しました。それぞれの分野の、例えばヨーロッパのアーカイブズの歴史に詳しい先生、日本のアーカイブズあるいは保存科学の専門家等々、各分野の先生方にオムニバス方式で1年間の授業をお願いするという方式で、これを20数年前にスタートさせました。私どもの学習院大学には、文学部の他に、法学部、経済学部、理学部がございまして。法、経の人たちは、民間企業や公務員になっていきますが、今の学校教育の中ではアーカイブズを学ぶ機会がございません。ですから、役人になった人たちも、あるいは企業に入った人たちも、アーカイブズのことを理解しないまま、大方は勉強の機会がなく社会人になってしまっているわけです。そこで、誰もがアーカイブズについて認識を深めてもらうという授業を始めたいと、20数年前にスタートさせました。さらに、大学院の授業科目の中にもアーカイブズ系の授業を3コマ開設するようなところを手始めにいたしました。

そして、今から11年前でありますけれども、先ほどもご紹介いただきましたが、大学院にアーカイブズ学専攻を開設することができました。文科省の方は、アーカイブズ学専攻と聞いて、そもそもそんな学問があるのか、といぶかしく思っていました。みなさんご存じの通り、大学では学位名称が、何をするのか問われるところですので、修士(アーカイブズ学)、博士(アーカイブズ学)、という学位名称を文科省に申請いたしました。それより数年前、今から10何年か前になりますが、2004年に日本アーカイブズ学会を設立いたしました。これも、なかなか苦労しながらも設立することができて、最初から都合6年間、会長を仰せつかっておりました。その学会があるということで、文科省でも大学院の開設にあたって、専攻名はアーカイブズ学専攻、学位名称もアーカイブズ学、そういう申請で認可された、という次第です。学会を設立した効果の一つだったように思います。

そんなことに携ってまいりまして、最近、今日お見えの小沼通二先生、あるいは高岩義信先生などと一緒にさせていただいて、日本学術会議の地下書庫に、日本学術会議の設立以前からのアーカイブズが保存されているのですが、ほこりをかぶって極めてひどい状態にありました。これを、広島大学の原爆放射線医学研究所で助教をなさっている久保田明子さんが代表になって、科研費の事業として整理を進めております。それ以前に、小沼先生や久保田さんから、とてもひどい状態である、これをどうにかしなければいけない、というご指摘をいただきました。当時私は6年間、日本学術会議の会員でしたので、文字通り責任を強く感じまして、皆さんも小沼先生に何か言われたら責任を感じない人はいないと思うのですけれど、私は極めて前向きに、これを何とかしなければいけない、という思いで、所属していました第1部史学委員会を通して働きかけをしました。実際に私自身もほこりまみれの中に入って、少しずつ、保存、管理、そして公開できるような、そこに向けての取り組みに参加し、ファイルの整理を進めています。

先ほど触れました年表で、年号の横の欄に、大雑把ではありますが、日本のアーカイブズ制度にとって重要な、エポックメイキングになるようなものがいくつか並んでおります。一体どのような経過で、法律が制定されたり、機関が設立されたりしたのか、そういうことを知る資料が学術会議の地下書庫にあったわけです。それを覗くことができまして、改めてこの問題、日本のアーカイブズ制度について、戦後の取り組みを概観してみる必要があるなということで、今回、高岩先生からお声がけをいただいて、この場でお話をする機会を与えていただいたわけでありまして。そんなことで、まずレジュメの1番にあります、日本のアーカイブズ制度概観、大戦から現在まで、天皇の制度のための文書から国民のための文書へ、主要な法律と機関の成立、このところを、日本のアーカイブズ制度の年表をご覧くださいながらお話しをさせていただきたいと思っております。

1 日本のアーカイブズ制度 概観

1945年に敗戦、そして証拠隠滅等と書いてございます。敗戦の後、軍隊、例えば、陸軍が関係ある書類を燃やしたということは、どこかでお聞きになったことがおありではないかと思いますが、実は政府全体が、証拠となる機密文書の証拠隠滅命令を出しました。この通知の現物は、学習院アーカイブズに所蔵しています。先ほど話した大学史料館にアーカイブズ機能を持たせようと思ったのですが、なかなかうまくいきませんでした。結局は大学アーカイブズではなくて、学習院全体のアーカイブズとして学習院アーカイブズを設立しようと試み、なんとか実現できました。そのアーカイブズの中に、1945年8月18日付、ご存じの通り15日に敗戦であります、「各部局保管に係る書類並びにこれに類する書類、及び陸海軍その他より送付の各種書類中、機密に属し破棄相当と認むべきものは原簿とともに、この際全部焼却することと相成り候、」という通達が政府から出されました。期日が指定されておりまして、8月18日から22日の間、宮城内の場所を指定し、そこを焼却場所にしまして燃やし続けた。学習院は当時宮内省立でしたので対象になり、そ

の通知の原文書が残っていたのです。軍隊だけが独自に焼却したのではなくて、政府がしっかりと命令を出していた、通達を出していた、ということがわかるわけであります。

この敗戦に伴って、証拠隠滅を国内で行ったのと同じように、インドネシアの国立アーカイブズの館長さん、ジョーコ・ウトモ館長さんに、日本アーカイブズ学会の何回目かの大会で記念講演をお願いした時に、インドネシアでも行われていたらしいということがわかりました。インドネシアはオランダが占領した時期が長いわけですが、オランダは植民地においてもしっかりアーカイブズ制度を本国同様に行っていました。ヨーロッパでは、ご存じの通り、1789年のフランス大革命の後、Archives national を設立して以降、いろんな国々が国立アーカイブズを設立して、その歴史が始まります。オランダも、早くからアーカイブズ制度が充実していて、旧植民地においてもそれを施行しておりました。従いまして、インドネシアには、そういうアーカイブズを保存していくという歴史があったのです。ところが日本軍による統治が行われていた1943、44年、45年の3年間は、おそらく軍が敗戦とともに撤退した時に焼却したのか、持って行ったのかはわからないけれども、アーカイブズがないと、ウトモ館長が講演でおっしゃっていました。人間に例えれば、その数年間は記憶喪失状態になっているのだ、ということをも日本のアーカイブズ学会の記念講演で講演されたものですから、こちらは身の縮む思いで、館長さんのお話を聞かせていただきました。その後どういうふうになされたのかと言うと、記憶のある人たちにできるだけオーラルヒストリーを取って、テープを起こしてそれを記録化する、という活動を続けていると、その当時、館長さんはおっしゃっていました。何にいたしましても、敗戦に伴う証拠隠滅、こういう体質を持った日本の政府だった、そこから戦後がスタートしたというわけであります。

その後1949年、96名の歴史学者が、史料館設置の請願運動を行いました。その結果として1951年に文部省史料館が設立されたのですが、それが現在、国文学研究資料館のアーカイブズ系であります。この時の請願運動についての中身は、次の章でご説明をいたします。まずは概観だけ先にすることにいたしましょう。1951年にその史料館が設立されて、ここを拠点にして多くの活動がみられていったわけですが、やがて1971年に国立公文書館が設立されます。この国立公文書館は竹橋にございまして、皆さんもご存じかと思えます。また、つくばに分館が設立されております。竹橋の国立公文書館は、江戸時代以来の幕府の紅葉山文庫を引き継ぎ、内閣文庫と言っておりましたが、その後、日本近代史資料、省庁の行政文書など、国のアーカイブズの保存・管理・公開を行う機関として存在しております。アメリカなどと比べて、施設としての規模が大変小さい、そしてまた人員も非常に限られていますが、国を代表するアーカイブズがやっと設立できたというわけです。この設立に向けての要請は第3章で詳しく見てまいります。

下りまして、1987年に公文書館法が制定されましたが、そこには附則ありと書いてあります。この公文書館法というのは、一般には記録資料保存法のこと、行政文書など公文書・記録をしっかり後世に残さなくてはならない、ということを決めた初めての法律です。実は1987年当時、ユ

ネスコ加盟 120 か国の内、こういう記録資料保存法がなかったのは日本だけでした。つまりそれほど日本は遅れていたのです。先ほど申しました、フランスをはじめとするヨーロッパ諸国、アメリカ、オーストラリア、カナダ等も大変充実しておりますけれども、アジアの国々も先ほどインドネシアの話もしましたが、旧植民地はしっかり整っております。韓国は、軍事政権下にずっと置かれていたところが、1980 年の光州事件のように、血を流して、言ってみれば市民革命によって民主的な大統領選挙を獲得し、金大中政権が誕生しました。民主的な国家権力の下で、アーカイブズを国家レベルで充実させなければいけないというので、トップダウンで国家記録院を設立しました。アメリカでは大統領になった人がリタイアしたら、その大統領のアーカイブズを、しっかりと保存、管理、公開するというシステムになっておりますが、韓国についても同じものを導入して行うというように、実現させました。ただし、日本では、地方自治体レベルで資料を保存しよう、というかたちでボトムアップしていったのに対し、韓国ではトップダウンで進めましたので地盤が弱いのだということを、韓国のアーキビストはよくこぼしています。

何にしましてもアジアの国々を見ても、いろいろな個性があります。中国档案馆（アーカイブズ）は、中国共産党に対して誰がいつどういうことをやってきたのか、というアーカイブズをしっかりと掌握する、中国共産党の管理のために用いる、という色彩が強い性格を持ったものでありますから、極めて否定的に捉えるという人がいます。台湾も南京政府以来の台湾政府が、アーカイブズを保存、管理、公開しようと思ひ、世界の ICA（国際アーカイブズ評議会）の加盟、その他の活動をしようと思ひていますが、中国本土から潰されるというような問題もあります。私はたまたま数年前にマカオに行って、マカオのアーカイブズを訪れましたけれど、ご存じの通りマカオはポルトガルの影響が強かったので、アーカイブズのシステムを持っていました。マカオも最近の香港と同じように中国が管理強化するようなかたちになっているようで、中国の人民大学にアーカイブズ学専攻の学部があるのですけれども、その先生方、つまり、中国共産党、人民大学、档案馆、そういう方々がマカオのアーカイブズ組織に研修に来るかたちで一体化を進めるという、数年前それを見る機会がありました。ちょっと話が逸れてしまいましたが、それぞれの国にはそれぞれの歴史とともに、アーカイブズの個性があります。だから中国にしても、韓国にしても、台湾もベトナムもそれぞれ個性があります。何にしましても、日本ははなはだ遅れをとった、ということの指摘だけはしておきます。1987 年、公文書館法制定の際、およそ 120 か国のユネスコ加盟国の中で一番遅かったのです。

2009 年に公文書管理法が制定され、その 2 年後 2011 年から施行されました。ですから 8 年前に施行されたところでもあります。そして 2018 年 12 月、実際に公開されたのは今年に入ってからであります。国立公文書館がアーキビストの職務基準書を公表いたしました。アーキビストというのはこういうものだということを公的機関が公表し、今後認証制度につなげていく。国立公文書館がこれを公表したということは、日本のアーカイブズ制度の歴史の中ではやはり画期的なことで、

注目されるべきことだろうと思います。

2 歴史学者の請願と学術会議の答申

1949年に96名の歴史学者の請願が出されます。96名というのは日本史、東洋史、西洋史、経済史など、幅広い学者たちで、そのリーダーになったのが野村兼太郎さんという慶応大学の経済学部の教授でした。近世農村の研究などもされていたのですが、長いことイギリスに留学されていて、イギリスのアーカイブズ制度、アーカイブズを利用した研究者で、この方が請願の中心になったようです。その請願書類には、次のようなことが書いてあります。

「日本の歴史資料は、今正に空前の危機に臨んでいます。」残っていた、例えば江戸時代史料のようなものがどんどん燃やされたり、あるいはくず屋さんを通してすき直しをされたりしてしまうような、そういう状態になっていた。戦前で言えば、東京大学の史料編纂所や宮内省図書寮のように、支配者の歴史のための資料が整理され、利用されてきたわけですが、我々の生活に関連する産業、経済、社会の部門はおろそかになっていて、なかんずく、近世の庶民資料などの研究は、なきに等しい実情だった。その研究のための歴史資料が、今現在消失しつつある。これら民間資料を収集し、保存と利用のために「国立の史料保管機関（史料館）」の設立が必要である。民間ではこの施設はできないので、「国家は中央・地方に史料館を設置し、緊急に強力な史料収集事業を企画せられますよう」請願します。（抄出）

こういう請願の趣旨、文章はもっと長いものですが、かいつまんで説明をいたしました。

戦前の歴史は、国家の歴史（正史）、これは東京帝大史料編纂所で「大日本史料」を中心に史料を集めて、古代から江戸時代の初頭ぐらいまでを対象にして行う。それから、明治維新时期は維新史料編纂会というところで「大日本維新史料」の編纂を行います。そのように国の歴史の編纂を行い、それから天皇の歴史、「歴代天皇実録」の編纂を宮内省図書寮が行う。この国と天皇の歴史があれば、国民というのは「一君万民」で全て天皇の赤子ですから、国、天皇の歴史を一体となって教わればいい、共通の歴史だけ持てば良い、こういう考え方で皇民教育を進めていったわけでありました。特に戦前は、神話の時代から現代まで天皇を中心にして歴史が流れるという皇国史観が、特に昭和10年から昭和20年までは全盛でしたので、その影響が強かったわけです。そうすると、個人は歴史を持たないでよい、家は歴史を持たないでよい、地域は歴史が必要ない、だから、歴史が必要ない人たちの資料を保存する理由はないのだと。その頃、史料編纂官のある人が、「豚に歴史がありますか？ 百姓に歴史がありますか？」とのたまった。つまり、権力を担う人と天皇の歴史だけあればいいんだと、あとはそれを教えればいいのだという、こういう歴史観が1945年まで続いていました。

戦後、請願をした心ある歴史家96名は、多くが留学をして、海外のアーカイブズ制度を知って

利用した人たちが含まれています。戦前は対象にされなかった庶民の歴史を描くためには、資料を残さなければいけない、今まさにその資料がどんどん滅びていく、そういう過程にあるから、それにストップをかけるため保存機関を作ってくれと、こういう請願だったのであります。こういう請願運動に対して、1950年4月、吉田茂総理大臣が、日本学術会議に対して、これについてどう考えるかという諮問をいたします。吉田総理からの諮問に学術会議は答申をしました。当時、文化財保護法が制定される時期と合致しているのですが、文化財保護法を意識して学術会議の答申がなされました。文化財保護法の対象は限定されたごく一部にすぎず、それ以外の広範囲の学術研究資料の保存と活用が必要である、そのために、まず全国的な学術資料の所在調査の促進を図るべきだと。それから、中央および地方官公庁の公文書記録その他の廃棄に際しては、単に法令によって機械的に処理することなく、これに関する委員会を設けるなどの方法によって、学術資料として価値あるものは永久に保存し利用するの方途を講ぜられたいという、そういう学術会議の答申を出しています。今、後半で述べた内容は、国や地方自治体の行政文書を選別し、永久保存の上活用するという、アーカイブズの制度を早くも日本学術会議は提言しているわけです。先ほどの歴史家96名の請願署名は、江戸時代を中心にした庶民史料、これを保存してくれという請願だったのに対し、学術会議では、役所の公文書がどんどん廃棄されては困る、あれも残さなくてはいけないのだ、という考え方が提起されているのです。1950年に文部省史料館が設立されましたが、公文書館的なアーカイブズ機能は備わってはいませんでした。

3 世界のアーカイブズに学ぶ —— マイケル・ローパーの勧告

1959年に「公文書散逸防止について」という学術会議の勧告がなされます。勧告というのは、学術会議210人の総会で決議し決定したもので、大変重いものがあります。近年は、勧告は全然出されておられません。なぜなのか、大きな問題だと思います。その1959年の勧告の段階で、「わが国においては、諸外国の例に見られるような国立公文書館のないことが、保管期限の過ぎた官公庁の公文書の散逸消滅の最も重要な原因を成している。これらの公文書の中には、学術資料として価値あるものが多く含まれているので、その散逸消滅は将来の学術発展のうえに憂慮に堪えない。そこで究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものであるが、その前提として、政府において公文書散逸防止ならびにその一般利用のため、有効、適切な措置を講ぜられるよう要望する」と。国立公文書館の設立は簡単にはできず、実際にはこの1959年から12年後にやっと設立できたわけですが、まず、その前提として、公文書を散逸させてはいけない、消滅させてはいけないと、廃棄にストップをかけるように、まず要求したのです。そうして国立公文書館の設立準備に向かい出します。特にこれは日本近代史研究の大久保利謙先生などの要求というのがとても強かったように思います。

1969年に、再び学術会議勧告が出されます。これは日本歴史学協会が提案をし、それを受けて

学術会議が勧告をするというものでした。学術会議が独自に審議、成案した勧告ではなくて、日歴協の提案を受けて作った勧告であります。具体的には、日本歴史学協会の日本史資料保存利用問題特別委員会委員長児玉幸多さんの「日本史資料の保存、整理、利用、サービスについての構想案」という提案に基づくものでした。その主文は、「日本史資料保存基本法（仮称）の制定を政府、国会に求める。これによって文書館（仮称）の設立を全国的に促進する。現在、国立公文書館の設立準備に入っているけれども、全国の都道府県にこれを設立してほしい」ということで、日本史に限定しない歴史資料保存法の制定の勧告でした。この時の勧告内容における歴史資料は2種類あり、1つは前近代資料、古代から江戸時代まで、もう一つは近代の明治以降の公文書、大きくこの2つに分かれる。それから歴史資料というのは、特に前近代がそうなのですが、現地保存主義を取るように。このころから、現地保存主義という言葉がうたわれ出します。それで、文書（もんじょ）館、あるいは文書（ぶんしょ）館は都道府県単位に必ず設置すること。この1969年の段階で、すでに山口県文書館、埼玉県文書館、その2県は設置されておりましたが、これを全国の市区町村にまで設置を促進する、こういう勧告内容です。それ以来、徐々に徐々に、都道府県単位で県立の文書館の設立が進められましたが、それでも現在まだ全てに到達していません。例えば山梨県はまだできておりません。準備室もできていなかったと思います。岩手県もまだです。などなど。それでも、30何県まではできております。じわじわと進んでいるということです。それから、ここで言う文書館、あるいは文書館の業務といたしましては、自治体の公文書記録で一定年限を過ぎたものは移管され、保存、整理、目録作成を行う。あわせて民間資料、これは江戸時代が多いと思いますが、江戸から明治にかけての民間資料も同様に行い、そのうえで公開する。それで文書館には専門の職員を置かなければならない。専門職員の認定、養成については別に定める。こういう内容を1969年段階で行ったのです。1971年に、先ほど申しましたように規模も小さいものでしたが、やっと国立公文書館が設立できました。

さて、1980年には、学術会議の勧告で「文書館法の制定について」が出されるのですが、実は最近わかったのですが、この勧告の前1977年に、学術会議は「官公庁資料の保存について」という要望を政府に出しています。この要望というのは、当初は勧告として準備していたのですが、十分な内容にならず、総会では要望として決定したものでした。この審議の提案主体になったのが、学術会議の学術情報資料特別委員会で、科学史・物理学の小野周さんが委員長でした。学術情報資料の中で官公庁資料の保存について提案をしたのですが、このときは勧告にまで至らず、要望止まりとなったものです。ここで言う官公庁の文書資料で興味深いのは、立法過程、つまり国会の資料、それから、行政過程の各種会議資料、官公署や地方公共団体の文書資料、ならびに裁判関係の記録および資料を含む、これらを保存対象にしろ、と言っているのです。この当時国会や裁判関係記録も対象に考えていたということです。現在、その2つは保存・管理・公開のシステムが整備されていません。この過程で、実は法務省にこの要求を出したら、「いや、裁判記録というのは最高裁の規

定により裁判所関係で考えていることで、法務省からは手出しできない」という回答があったように記憶しております。したがって、どうなったかという、明治以来の例えば、民事訴訟の原本、裁判記録は各裁判所に全て保管されていましたが、今から 10 数年前でしょうか、保管期限が切れたものについて全て廃棄するという決定がなされて、何と民事訴訟判決原本が廃棄対象になるというのです。日本歴史学協会等々、これは困ったことになったと、ストップをかけようと反対運動を起こしましたがけれども、結果は勝てませんでした。それで各裁判所に保管されておりました明治以来の民事訴訟判決原本は一旦廃棄されました。しかし、すぐに拾わせてもらって、北海道大学法学部、東北大学法学部、東京大学法学部、名古屋大学、京都大学、九州大学等々、と記憶しておりますが、旧帝大が、私は東大のことしかわかりませんが、プレハブを急遽建てて、廃棄されたものをそこに保管させてもらって、しかる後に国立公文書館にこれを収めてもらうということにしました。それで今、国立公文書館つくば分館に全て保存されております。私は、東大の本郷キャンパスの一角のプレハブの中で、その民事訴訟判決原本を短い時間ですけれども、手に取って見てきました。明治初年あたりは、それまで入会地だった山林が、国有林、官有林にどんどん吸収されていきますが、それに対して、国に対して訴訟を起こして、入会地の権利を村々が要求します。その際に、江戸時代以来の入会地慣行の原本類がしっかり残っている。それ以外にも、いろいろな明治に入ってから訴訟の原本や、江戸時代以来のものがファイルされているのです。残されて本当によかったなど、思います。学術会議は、1977 年に要望を出しましたが、その後 1980 年には、裁判所の記録は対象外になりました。今現在も、国会も、司法関係も、アーカイブズとして残す規定はできていない、法律はできていないのであります。

それからもう 1 つ、1977 年段階で指摘されているのは、国立公文書館は開設されたけれど、よく見ると、昭和 21 年（1946 年）以降の各省庁の文書の移管は十分なされていない、という指摘が出されています。他方、各省庁は、多量の文書の移管場所に困り、保存期間終了後の文書を逐次廃棄しつつある。また、保存期間の定めのない文書の中には、史資料的価値の高いものもあるが、保存措置が取られていないため、目的終了とともに散逸しつつある。つまり 1977 年段階で国立公文書館の不十分性を学術会議は認識しています。また、保存期間終了後の各省庁の文書の移管についての法的拘束力がない点も指摘しています。つまり、公文書管理法が必要なのだということ、1977 年段階で学術会議の委員会、小野周委員会は指摘している、ということは注目に値すると思います。皆さんの記憶の中にあります、菅直人厚生大臣が薬害エイズ問題で厚生省の地下にあったアーカイブズを引っ張り出して、あるじゃないかとやった。厚生労働省はアーカイブズをしっかりと保存するという考え方も持っておりませんから、地下書庫に放り込んでおり、それを探してきて、菅直人の名を高めた、ということでありました。どの省庁も同じようなことでもあります。旧大蔵省も公文書管理法ができる前、財務省に移管する前に相当の廃棄をしました。その廃棄した文書の中で、東大経済学部の武田晴人教授は、廃棄物をトラック 2 台とか 3 台分拾いました。武田さんいわ

く、当時、段ボール箱が安かったのは大阪の業者だと言うので、そこから段ボール箱を発注するところから始めた、と。東京大学経済学部資料室、アーカイブズ機能を持っていますが、そこに入っています。あるいは、バブル崩壊の後倒産してしまった山一証券の企業アーカイブズ、その資料も拾わせてもらって東大経済学部に入っています。そういうように、法律でしっかりと保存できなかったという事例をいくつか今お話ししました。

そして、1980年、学術会議は「文書館法の制定について」の勧告をいたしました。公文書の取り扱いについての国の基本方針を明らかにし、官公庁資料の系統的な収集、整理、保存、公開、利用の体制を確立するため、文書館法の制定を勧告するというものです。その文書館法にはこういう内容を盛りなさいと。まず、文書館の定義として、官公庁資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、公文書行政についての調査、研究を行う機関を文書館と言う。官公庁資料というのは、各省庁、政府関係機関および地方公共団体が、その任務遂行上、作成、受理した文書（調査資料や統計資料を含む）、その他の記録（写真、地図、マイクロフィルム、磁気テープ等）をいう。ここには、国会、立法関係、裁判所、司法関係は除外しています。それから、文書館というのは、国立および公立として、各都道府県および政令指定都市には必ず設置するものとする、国および地方公共団体は既存の文書館、資料館などをこれに当てることができる、という内容を組み込むようにという勧告でした。

1986年に、国際アーカイブズ評議会＝ICAの国際標準化担当委員であるマイケル・ローパーさんを招聘しました。全史料協、あるいは科学研究費などでお金を集めて、マイケル・ローパーさんに来てもらって、世界のアーカイブズ制度の標準から見て、日本がどういう状態にあるのか、この遅れた状況を指摘し、課題を設定してほしいということで勧告を依頼しました。マイケル・ローパーさんは「日本における文書館発展のために」という12箇条の勧告を出してくれています。すなわち、文書館に関する法律を緊急に準備、成立させること。文書館の専門職、これをアーキビストと言いますが、アーキビストの地位を公に認められたものとするために必要なあらゆる適切かつ正式な手段を講ずること。日本にアーキビスト養成課程を設置すること。こういうような内容の全部で12箇条にわたる勧告です。この時期から、それまで歴史研究者たちの要請で制度を作ってきたのに合わせて、世界のアーカイブズ制度の標準を基準にして、世界に学びながら日本をそこに近づけるという、大きな転換が見られ始めます。

4 公文書館法 付則の撤廃

このような経緯を経て、1987年に「公文書館法」が制定されました。この時、茨城県選出の参議院議員の岩上二郎さんが、議員立法によって作られました。現在もこの公文書館法は法律として現役です。第4条第2項では、「公文書館には館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と書かれています。国の国立公文書館

のほか、都道府県のアーカイブズにもアーキビストを置かなくてはいけない、という内容であります。附則の 2 項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第 4 条第 2 項の専門職員を置かないことができる」という、附則が付けられました。国立ではない地方自治体の公文書館への専門職員に、アーキビストの配置は義務づけられなかったのです。なぜ、そういう附則を付けたのだと、その当時、全史料協は質問しましたところ、内閣官房副長官が答えたのは、専門職員（アーキビスト）を養成する体制が十分に整備されていないため、その確保が容易ではないからこの特例規定を設けたと、説明がありました。なるほど、確かに、専門職員の養成態勢は未整備でした。これ以後、附則を撤廃するために、アーキビスト養成の態勢作りに向かいます。あわせて資格認定を行えるようにしましょう、ということで、私も全史料協に参画して、特別委員会委員長なども仰せつかり、いかにして専門職制度を立ち上げたらいいのかなど、有識者の皆さんと相談を続けてまいりました。各方面からアーキビスト制度が必要である、と訴えられましたが、今もってこの附則は撤廃されておられません。学会会議でも、勧告することはできませんが、提言あるいは報告などを行いながら附則の撤廃を訴えました。周辺環境も整いだし、例えば大学院のアーカイブズ学専攻ができ、日本アーカイブズ学会がアーキビスト資格の登録制度をスタートさせるなど、これらを訴えて、条件は整ってきたので附則を撤廃して下さいと、要望しますが、なかなか、附則撤廃は実現できておりません。

5 公文書管理法

私たちが要求することが、何だかごまめの歯ぎしり的な感じになってきた時に、福田康夫代議士が小泉純一郎内閣の官房長官になりました。あるとき、国立公文書館の館長さんがセッティングして、国会の公文書管理のための議員連盟の皆さんにお集まりいただいて、私から 2、30 分アーカイブズ制度について話をさせていただく機会がありました。議員連盟には、福田康夫さんのほか、公明党の浜四津敏子さん、世耕弘成さんなどもおられました。特に福田康夫さんが、日本にはどうしてアーカイブズ制度が育ってないのかと言われました。

これは有名な話ですが、福田康夫さんの地元は群馬県前橋のあたりで、群馬県史だか前橋市史だったか忘れましたが、空襲で焼けた後の前橋の写真はないのかと、それを県史か市史に載せたいのだけれど、という話が、福田康夫さんの事務所の方にまわってきて、国内を調べさせたが全然だめでした。これをアメリカの国立公文書館に問い合わせたところ、立ちどころにそれが出てきた。それ以来、福田康夫さんは、ナショナルアーカイブズというものは充実させなくてはいけない、という思いを強くしたようです。日本の遅れを何とか打開しようというので、まず議員連盟を立ち上げて、さらに内閣府に法案整備を行うように命じて、それで政府提案となりました。その当時、私も内閣府担当大臣上川陽子さんに呼ばれて話をさせてもらいましたが、その時驚いたのは、内閣府の審議官レベルのキャリア官僚が、「先生、全史料協ってというのは何ですか。地方史研究協議会も

要求出していますが、何ですかこれは」という、ほとんどアーカイブズについての知識を持っていませんでした。そういうキャリア官僚たちが、実はこの法案を作った。官僚というのはすごいな、よく短時間でこの公文書管理法案を作りあげたな、とある意味感心しました。しかし、怖いなとも思いました。その時、主に中心になっていた若手のお役人から質問を受けていろいろ話をしましたが、他のこういう法律も何か月かで僕が作ったものです、などと豪語しているのです。それでも本法律の第1条では、公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であると謳っているように、意義あるものとなっています。もちろん公文書管理法を破っても罰則規定が無いなどの不備もありますので、5年経ったら見直しを検討するということで、若干の手入れをしました。ただ、問題は法律の内実をいかに遵守するのか、そのことが今後問われるということになります。政府提案で制定されたものですから、議員立法とは違うはずですが、19省庁の役人たちも、これは議員立法ではない、内閣府の、政府の作った法律だから守らなくてはいけないと考えるはずですが。しかしながら昨今の公文書廃棄や改竄問題を見ると、今の政治家や役人の倫理観の問題に行き着くようです。

おわりに

日本社会全体では、民主主義の基礎であり、学問研究の基礎となるアーカイブズという認識が希薄であり、これは世界でも稀なほどだと述べました。それはなぜなのかというと、福田康夫さんにも質問されたのですが、近代天皇制国家、これがもたらした特徴なのだ、というのが私の理解です。先ほども申しましたように、天皇の政府の為に役人は勤める、役人の義務は天皇の政府の為にあります。これが1945年8月以降、今度は天皇の政府がGHQの政府になりました。ところが役人はあまり変わらない。上の役人はパージされ、公職追放になりましたけれど、また復帰しましたね。例えば元内務省役人の賀屋興宣が巣鴨プリズンに囚われの身の時に、厚生省の役人たちが遺族年金問題に関していちいちお伺いを立てているという、驚くべき資料がアメリカナショナルアーカイブズの資料によってわかったことです。私が申し上げたいのは、天皇の政府の官僚たちは、GHQの官僚になり、そしてGHQがいなくなっても依然として、なかなか国民のための政府、国民のための役人にはなりきれていないのだなど。それがずっと今日まで続いているかのようです。内務省から変わった厚生省もそういう体質を色濃く残しているのだな、と感じたものです。こういう日本の戦前の体質、それはすなわち、個人や家や地域や団体に歴史は不要だという、だからアーカイブズを残す必要がないのだという発想、こういう極めて世界では稀な歴史を背負っているのだと認識する必要があります。戦後になって、アーカイブズは文化財と同様に残さなくちゃいけない、後世に伝える記録なのだとして、徐々に制度化されてきました。本当に徐々にだと思えます。

近年に至るまでのこうした取り組みは、国立公文書館によるアーキビストの職務基準書の公表がなされたうえで、公的なアーキビスト認証制度の設立に向かっています。もう一息で公的なアー

キビスト制度が出来上がるのではないかと期待しております。この問題は1987年の「公文書館法」制定以来取り組んできた、専門職の制度化につながる最終段階に近づいた取り組みです。この取り組みは、今後も続けていく必要があります。

もう1つの取り組みは2011年の公文書管理法施行以後の話ですが、法律の内実を具体的に形成するという課題です。例えば、国立大学文書館、これは公文書管理法で規定されている「国立公文書館等」の「等」に含まれます。国立大学法人の発生させる公文書を保存管理公開する主体として、その内実を具体的に形成する、そういう課題です。今、この2つの課題に限定しましたが、果たしてこれで十分なのだろうかという思いもあります。もともとは戦後から一貫して、もっと広い視野で問題に取り組んできているように思えるからです。もちろんこの2つの課題は極めて重要な意義あることで、前に進めていく必要がありますが、それに加えて、アーカイブズとは何かという根源的な問題に常に向き合うことが大切なことだと思います。戦後一貫して歴史学、特に日本歴史研究者の視点から歴史資料の保存を訴える考え方と、現在不断に発生する記録、公文書を将来にいかにか伝えるかという考え方、この2つの考え方にもとづいて、アーカイブズ制度の整備が進められてきたことを述べてきました。ただ、アーカイブズとして未来に伝える対象は、日本史資料や行政文書に限定してはいけないのでありまして、国会（立法）のアーカイブズ、裁判所（司法）のアーカイブズは勿論の事、他に、幅広い文化財、例えば、フィルム、映画フィルム、数年前からやっとフィルムセンターがアーカイブズセンターとして充実したものになったように、それ以外の全てのものに対して、アーカイブズの対象にし、保存し、これを未来に伝えていく。アーカイブズの対象をしっかりと広げて伝えていく、ということが大切なのだと思います。

従いまして、本研究会が対象とする自然科学系アーカイブズの重要性を認識し、これに取り組む先生方、自然科学研究者には、ぜひとも頑張ってくださいと存じます。敬意を表しつつ、私の講演を終わらせていただきます。

大学アーカイブズは大学図書館と連携可能か？

菅 真城

大阪大学共創機構社会学共創本部

この自然科学系アーカイブズ研究会には 5 年ほど前に講演で呼んでいただいて、一度お話しさせていただいたことがございます。その時の所属は、大阪大学アーカイブズというところで、今も大阪大学アーカイブズで仕事しているんですけども、学内的に色々、改組がありまして、一昨年の 8 月に、社会学共創本部というのができました。それは、私がいるアーカイブズと総合学術博物館、適塾記念センター、21 世紀懐徳堂、この 4 つの組織が母体となり社会学共創本部、社会連携を主にやる部署ができまして、専任教員の所属はそちらに移りました。昨年の 1 月には、その上に共創機構という、総長肝煎りの組織ができまして、今回、指定国立大学法人になりました。その時の目玉に据えている組織でもあります。今、また、改組の真っ最中でして、たぶん、来年 4 月になるとまた違う肩書になっているだろうというふうに思います。

今日は、大学アーカイブズは大学図書館と連携可能か、ということでお話しさせてもらおうと思います。なぜこういうことを考えようと思ったかと言うと、図書館関係の雑誌の方から、大学アーカイブズと大学図書館をテーマにして、大学アーカイブズ概論みたいなことと、アーカイブズと図書館がどう連携できるのか、できないのか、というようなことについて論じてほしい、という依頼がありました。そういうことを考えている最中に、この研究会の案内のメールを頂戴しましたので、今日報告させていただくことになりました。

まず、大学アーカイブズの現状ですけれども、大学図書館は、当然のことながら、全大学にあります。ところが、大学アーカイブズは、あまりありません。どれだけあるのかも確かではありません。全国大学史資料協議会という、大学アーカイブズだとか、大学史編纂室だとか、そういうところが集まった組織があるんですけども、2018 年度の機関会員は、短期大学を含めて 102 大学しかありません。ちなみに 2018 年度の大学数は 782、短期大学が 331 で合計 1113 ですので、1 割弱ということになります。京都大学大学文書館は、この協議会には機関会員としては入っていないくて、西山（伸）さんが個人会員として入っている、というようなこともあるので、これで全てが量れるわけではないんですけども、主な活動をしているところはだいたいここに入っていると思ってもらっていいと思います。ということで、図書館に比べて圧倒的に少ない組織だということです。

アーカイブズといっても、アメリカアーカイブズ協会の用語集によると、機関アーカイブズとか組織アーカイブズという訳がされることもありますけれども、それと収集アーカイブズというのがある。機関アーカイブズというのは、親組織が作成、収受した記録を保存する場、大阪大学アーカイブズにとっては大阪大学が作成、収受した文書を保存するというのが機関アーカイブズになります。それに対して収集アーカイブズは、親機関以外の個人や家や法人などからの資料を収集する、

そして保存して公開する場ということになっています。全国大学史資料協議会に色々集まっている大学がありますが、そこに行ってみますと、私立大学と国立大学とは大いに違っているということを感じます。国立大学の場合は、機関アーカイブズ中心です。私立大学の人、機関アーカイブズがアーカイブズの根幹なんだよということは認識をしながらも、なかなか、法人の記録に手を出すことができない、というジレンマを抱えられているようでもあります。

公文書管理法にもとづいて、国立公文書館等、国立公文書館に類する機能を有する施設として指定を受けている大学は12大学です。86大学ありますから、残りの74大学は行き先がないわけです。ちなみにこの国立公文書館等という指定を受けていないと法人文書の移管を受けることはできません。私はずっと国立大学にしか勤務したことがないし、学生としても国立大学の経験しかありません。「菅の話は国立オンリーだ」と、よく言われるんですけども、私立大学も社会において公共性を有する存在であるから、機関アーカイブズを構築しなければいけないというふうに私は考えております。大学アーカイブズはどのような存在であるかということについては、私の考えとしては、大学アーカイブズは、親機関である大学が作成、收受した資料の移管を受ける機関アーカイブズを基軸としつつも、大学という教育研究機関という親組織の性格に照らして、教育研究資料をはじめとする、個人、団体等からの資料の収集も行う収集アーカイブズとしての側面も持ったトータルアーカイブズであるべきであるというふうに思います。

機関アーカイブズを基軸としても大学アーカイブズが機関アーカイブズに特化することはないだろうと思います。自治体のアーカイブズも機関アーカイブズと収集アーカイブズ、両方持っているところが大多数ですけども、ごく一部、公文書しか扱わないというアーカイブズもあります。ただ、大学の場合にはそういうことはない、それは教育研究機関としての性格がそうさせるんだろうなというふうに思います。それとともに、これは東北大学にいらっしゃった永田英明さんがもうすでにおっしゃられていることですけども、実物資料、例えば、制服だとか徽章だとか制帽だとか、そういった実物資料をわりと大学アーカイブズというところは積極的に集めています。そのへんが、自治体アーカイブズとの違いになるかと思えます。じゃあ、何でもかんでも集めればいいのかということになりますと、そうではなくて、それぞれのアーカイブズのミッションに即してやらなければいけないし、大学アーカイブズ共通のミッションというのものもあるんであろうと思います。そういう時には、西山さんの理念づけが有効だろうと、私は考えております。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」というふうに西山さんは言われております。これに対して私も賛成だということを言うと、「菅、お前、独自の意義づけをしろ」と言われるんですけども、「まあ、これいいんじゃないか」ということでずっと通しております。

広島大学の小池聖一さんは、大学アーカイブズの類型化を試みられていまして、公文書館型、年史編纂型、創立者・創立経緯重視型、同窓会対応型に分類しています²⁾。公文書館型は国立大学に多い、年史編纂型は国立、公立、私立を問わずにみられます。ただ、多くは何周年記念事業とかで

作られる場合が多くて、組織の永続性という点で問題点が多いところがよくみられます。創業者・創立経緯重視型、同窓会対応型、というのは私立大学でよくみられるケースです。

図書館との関係についてですが、独立志向だった大学アーカイブズに入り、結論から言うと、大学アーカイブズと大学図書館とは疎遠な関係であるというふうに思います。それは、大学アーカイブズが図書館よりもはるかに後発で数も少なく、何とかそれを作って、その存在意義を認めてもらおうという時には、その差異性を強調してきたという歴史があるんだろうということで、その歩みをちょっと見ておきたいと思います。

私立大学を入れるとよくわからなくなるので、国立だけの話にさせて下さい。国立大学の最初の大学アーカイブズというのは、1963年に設置された東北大学記念資料室です。今の東北大学史料館です³⁾。ただ、これは例外的に早くて、図書館と密接な関係で設置されてきたようです。最初、こういう大学アーカイブズを作ろうという、これも東北大学50年史という編纂が終わってその資料をどうするか、という時に大学アーカイブズが必要であるということなんですけれども、最初の公式な議論は附属図書館商議会で議題に上ったようです。その原案というのは、事務局と図書館側で協議されたようです。できあがった資料室というのは、組織上は図書館とは別組織なんですけれども、実際上は図書館と密接な関係で運営がなされていて、場所も図書館の中に置かれていたようです。

その後、なかなか、国立大学に本格的な大学文書館は置かれないんですけれども、1987年に東京大学史史料室というのができます。これは、東京大学100年史編纂後の資料保存を目的としてできた組織なんですけれども、編纂途中から編纂完了後もどうするか、ということについて色々な調査をやっていて、「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究 昭和56・57年度研究調査報告」という報告書が出ております。そこでは、東京大学に大学文書館を設置すべし、という提言がなされています。大学文書館の所属をどうするのかというと、「大学文書館は特定の部局に所属しない学内共同利用センターが適当と考えられる。ただし、一般的な単なる研究機関でなく、大学の行政文書を取り扱うという特殊な性格を考慮する必要がある。かつ文書の性格及び保存の方法が異なるため、図書館からは分離することが望ましい」ということで、独立して図書館とは分離するんだと、ということが謳われています。

1992年には、九州大学大学史料室が設置されますが、これも九州大学75年史編纂完了を受けて作られた組織です。その設置の提言を見ると、5つのことが書かれています。まず、①独立の機関であることが謳われています。②資料の収集、保存に関する専任のアーキヴィストを配置すること。③④はちょっと省略して、⑤で、「資料の収集は、単に年史の刊行のみを目的とするのではなく、九州大学に関する史料を恒常的に収集・整理することを目的とし、その活動を保証すること。具体的には学内諸文書の廃棄等の情報が史料室に提供され、収集・保存を容易ならしめるようなシステムをつくること。」ということで、九大もまずは独立したところで、専門、専任のアーキヴィストが必要だ、専門家が重要だ、学内文書が自動的に入ってくるようなシステム、機関アーカイブズと

しての機能をきちんと確立しなければいけないんだ、ということが謳われております⁴⁾。

京都大学大学文書館は、2000年に設置されまして、保存期間が満了した、当時は行政機関でしたから、行政文書の全ての移管を受けて、文書館で評価、選別するというので、日本初の本格的な大学文書館というふうに評価されています。たぶん、西山さんが書かれた文章だと思うんですけども、「資料を取り扱うという観点からいえば、本学にはすでに附属図書館や総合博物館が存在している。本委員会で提案する文書館は、第一に収集する資料の独自性、第二に収集された資料を取り扱う職員の専門性という二つの理由から、附属図書館や総合博物館とは別個の機関として設置されるべきと考える」ということで、京大もやはり、独自の独立した組織であると。図書館とは別であると。その理由は、その収集する資料がまず違うんだと。収集する資料というのは大学の行政文書、すなわち機関アーカイブズである。機関アーカイブズをやるためには、やっぱり独立した組織でなければいけない、ということが謳われています。

ちょっと変わったところでいくと、2010年に神戸大学附属図書館大学文書史料室、ということができます。これは、神戸大学100年史を受けてできたところですけども、今までのところとは違って、附属図書館の下に置かれた組織としてできています。職員は図書館とは別個の専門のアーキビストがいる。場所も図書館とは別個の建物にいる。というところだったんですけども、2018年に附属図書館の下を離れて独立した神戸大学大学文書史料室に改組されています。図書館の下は離れました。その改組の理由としては、「情報管理・公開に係るリスクの高まりに備えて、国立大学法人神戸大学としての説明責務（アカウンタビリティ）の所在を明確化し、法律に基づき本学が国民の利用請求に対して適正に対応できる体制を整備するため、附属図書館大学文書史料室を、附属図書館の下部組織としてではなく、学長の下に置く室として位置づけ、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図る」ということで、一部局じゃなくて、学長直属の独立した組織として、機関アーカイブズとしての機能を果たすんだ、ということで独立するというような動きもあります⁵⁾。

結局何が言いたいのかと言うと、こうしていろんな大学の大学アーカイブズができてくる基本文書を見てみると、機関アーカイブズたろうとしているということ、そのためには、大学図書館をはじめとする学内諸機関と連携・協同するというようなことは述べられてはいません。やはり独立したところでない、独立した組織で専任のアーキビストがいなくてそれができないということになります。論文ではこのところは書かなかったんですけど、では大学共同利用機関法人の場合はどうなるのか、というのをみなさんに教えていただきたい。現用文書の管理からして、僕もよく理解ができていません。大学共同利用機関法人として自然科学研究機構をはじめ、いろんな機構が存在していて、それぞれの機構の下にいろんな研究所があります。自然科学研究機構の下には、この核融合研があったり、また別の機構の下にはKEKがあったりするんですけども、そういう組織の中のアーカイブ室なり史料室を果たして、国立公文書館等として指定できるのか、ということになると、ちょっとよくわからないところがあります。今の活動、十分な活動はされているわけ

で、それに機関アーカイブズの方をプラスしようと思うと、やっぱりその分のヒトとモノとカネをつけてもらわないことには無理だろうと思います。ただ単に、プラスアルファするだけで国立公文書館等にするだけだと、どっち付かずで沈没してしまうんじゃないかなと思います。ただ、歴史資料等保有施設の指定は受けられているんですか？ これは、受けられた方が、そんなに規制が強くないし、情報公開の対象からも逃れられるのでメリットがあるのかなと思います。

じゃあ、大学アーカイブズと大学図書館は、連携はできないのかと言うことですが、図書館だって図書以外の様々な資料を収集しています。そういうことは図書館法にもちゃんと書かれています。大阪大学での事例と書きましたけれども、あまり事例はないです。ただ、大阪大学に大学アーカイブズを作る時に、大阪大学アーカイブズの前身は大阪大学文書館設置準備室なんですけれども、それができた時に、まず大阪大学 50 年史が 1985 年に完結していますので、その編纂資料の再整理を行いました。その編纂資料はどこにあったかという、附属図書館の貴重書庫の中にありました。ただし、図書館の蔵書としての登録はされていませんでした。なので、図書館の人は、「ここに物はあるけれどもこれはうちの物と違うよ」というような意識でした。それを再整理してみると、ちゃんと人がついていないから、良い資料にかぎってなくなっている、というようなことがわかりました。我々がそういう整理なんかもするようになっていましたので、学外からの閲覧希望がある時には、図書館と協力しながら我々で対応するというようなことになっていました。我々が専用の書庫を確保した時には、この編纂資料というのは、まるまるアーカイブズの方に移して、今のうちの基幹資料の一つになっています。それとともに、大阪大学文書館設置準備室というのは、6 年ぐらいあって、結構長い間、ちゃんとしたアーカイブズにならなかったんですけれども、構想としては機関アーカイブズを中心にやろうとしていました。けれども、それができないんだったらどうしようかという、学内刊行物を積極的に集めようと、下記のような依頼を行いました。

ここに書かれています、1 から 8 までのようなカテゴリーを挙げて収集するようにしています。こういう依頼を何年か続けていて、こっちの方でもどういう刊行物があって、どのバックナンバーが欠けているんだ、というようなことを調査してそれを集め、今ではルーティンとして入ってくるようになっていきます。こういう刊行物は、実は図書館も持っているんで、図書館との間で話し合いができました。図書館は最新号、1 年間だけ置いておく。それで、刊行物のリストをアーカイブズの方に送って、アーカイブズで持っていないものがあったら、アーカイブズに移管する。アーカイブズにもうすでにあるものだったら、図書館はもう 1 年経ったら廃棄してしまうということで、学内刊行物の最終的な保存先をアーカイブズにするという取り組みで動いています。図書館との関係で言うと、個人、団体資料等を寄贈してもらおうと、個人資料等の時には、先生の蔵書の寄贈というのが厄介なことになります。うちでは基本的に蔵書はお断りしています。ただ、本当に立ち上がって何にも資料もない時に、図書館が断った蔵書を受け入れたことはあります。けれども、基本的には受け入れないんです。

部局刊行物の寄贈について(依頼)

平成18年7月に設置された文書館設置準備室では、近い将来に資料公開を含む本格的な文書館設置を目指して、大阪大学の歴史に関する文書(法人文書を含む。)の収集・整理・保存及び調査など、文書館設置に必要な業務を行っております。

さて、文書館が収集する資料として重要なものの中に、全学及び各部局において刊行する定期・臨時の印刷刊行物があります。これらの刊行物は大阪大学の歩みを適格に伝える機能を持っており、それを体系的に収集・保存する必要があります。つきましては、貴部局におかれまして今後下記の刊行物を発行された際には、文書館設置準備室まで1部御寄贈いただけますよう、お願いいたします。また、これまでに発行した刊行物のバックナンバーがございましたら、合わせて御寄贈いただきたく存じます。なお、残部僅少により御寄贈いただけない場合は、刊行物のタイトルをお知らせいただければ幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

記

収集対象史料(例示)

- 1 年史、沿革史、略史その他の歴史書
 - 2 広報誌(紙)・ニューズレター等広報行物
 - 3 履修案内、シラバス、講義時間割表その他の修学資料
 - 4 大学概覧、入学案内、部局概要・案内等
 - 5 自己点検評価報告書、外部評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書
 - 6 調査統計報告書その他の行政資料
 - 7 公開講座・講演のプログラム等
 - 8 記念行事等における配布印刷物、記念誌等
- ※ 各部局発行の研究紀要、学術著作物、学術雑誌等につきましては、原則として収集対象としておりませんので、ご了承願います。

この間、話を聞いていていいなと思ったのは、専修大学なんかは、図書は図書館の方に、その他の資料は大学アーカイブズ、編纂室の方へ持っていくと。アーカイブズの方でいうと、図書にいろんな書き込みがあるので、それが大事だという時にはそれを記録しているところだけを写真に撮っておく、図書は図書館の方が持つておくというようなことが行われているようです。阪大なんかを考えてみても、今、どこの大学でも個人蔵書の寄贈っていうのは受け入れてもらえなくて、受け入れ先がなくて中国へ流れて行くというようなのが実態かなと思うんです。電子ジャーナルがどんどん進んで図書館はそれで精一杯なんでしょうけれども、そうすると、書庫も多少余裕があるんじゃないか、ということで図書館の人にはもうちょっと考えてもらいたいなという希望があります。

大阪大学アーカイブズができる時に、大阪大学の文書館、最初は文書館と言っていたんですけど、学内事情で文書館と名乗れなくなったのでアーカイブズと名乗ったんですけども、設置構想というものがあります。

そこで、①から④までというようなことを目的としています。読み上げると時間が超過するのでやめますけれども、①②よりも③④を重視しています。③④は、要は機関アーカイブズとして果たすミッションですので、それを重視しようということです。②では図書館や博物館や学内諸機関とも連携するんだよ、ということを説明してきました。こういうことを言わないと、「図書館や博物館があるのに何で文書館がいるんだ」ということを言われますので、そのへんはやはり、連携するんだよ、というのも一つの手頃と言っただけなんですけれども、連携ということも視野におかないとなかなか物事は進まないだろうと思います。

・大阪大学文書館（仮称）設置構想

- ①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。
- ②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立）、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など（大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる）と連携することも重要になる。
- ③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。

先ほど、神戸大学大学文書史料室が図書館の下を離れたとありましたけれど、ここが最初、図書館の下にあったので、ここのデータベースというのは、図書館のデータベースを、図書館を退職した再雇用の人に来てもらって、改造して作り上げて、デジタルアーカイブズもある、というようなデータベースです。国立大学アーカイブズのデータベースの中では、唯一、国立公文書館と横断検索ができるデータベースになっています。ここらへんは、やはり図書館の力を借りた強みが出ているんじゃないかなと思っています。

大阪大学では、データベースはどうかと言いますと、先ほど話に出ました社学共創本部の適塾記念センターがデータベースを持っていますので、そこに乗り入れようと、担当者同士では考えています。

図書館と大学アーカイブズは関係ない、ということを行いましたけれど、私も事情はよくわかりませんが、信州大学大学史資料センター⁶⁾だとか和歌山大学大学史資料室⁷⁾なんていうのができてきています。ともに附属図書館に置かれています。現状はどうやら収集アーカイブズだけです。機関アーカイブズとしての機能は果たせませんが、こういう動きにも注意しておく必要はあるんじゃない

ないかと思えます。

最後に、近畿大学の田窪直規さんの MLA 論というのがあります⁸⁾。図書館と博物館は両端に位置し、文書館は両者の中間にある、図書館と文書館はくっつきやすく、文書館と博物館もくっつきやすい、ということになると、文書館あるいは大学アーカイブズを核とした MLA の連携の可能性、というのは十分あるんじゃないかというので、私もこれからそれを模索していきたいと思えます。

参考文献

1. 西山伸：京都大学大学文書館：設置・現状・課題。研究叢書第 3 号 大学アーカイブズの設立と運営－2001 年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学－。全国大学史資料協議会，2002，p.27.
2. 小池聖一：大学文書館のサービス戦略。情報の科学と技術。第 58 巻第 11 号，2008，p.548-553.
3. 東北大学記念資料室：全国大学史資料協議会編。日本の大学アーカイブズ。京都，京都大学学術出版会，2005，p.273-274.
4. 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編：大学史をつくる：沿革史編纂必携。東京。東信堂，1999，p.316-324.
5. 野邑理栄子：神戸大学大学文書史料室について。大阪大学アーカイブズニューズレター。第 12 号，2018，p.3.
6. 入手先〈<http://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/about/archives.html>〉（参照 2018-12-17）。福島正樹：信州大学大学史資料センターの設置とその活動。信州大学附属図書館研究，7，2018。p.183-195.
7. 入手先〈<http://www.lib.wakayama-u.ac.jp/archives.html>〉（参照 2018-12-17）
8. 田窪直規：大学図書館と文書館・博物館との連携：主に博物館に注目して。私立大学図書館協会会報。131，2009，p.155-187.

荒勝文策の足跡をたどって

政 池 明

京都大学名誉教授

1 歴史の真実

昨年「荒勝文策と原子核物理学の黎明」⁽¹⁾という本を出版しましたところ、それにまつわる話をしてもらえないかという要請がありました。そこでまずその周辺のお話から始めたいと思います。

21世紀になってから、ハイゼンベルク (Heisenberg, Werner Karl; 1901 – 1976) の大戦中の活動についての議論が盛んになってきました。もう第二次大戦から70数年経ったわけですが、今でもアメリカとドイツではそれについての見解が違うのです。私の学生時代1958年にロベルト・ユンクの有名な「千の太陽よりも明るく一原子科学者の運命」⁽²⁾という本が出版されました。この本では、ハイゼンベルクの戦争中の行為についてやや好意的に書かれています。しかし、その後、新しい事実が発掘されてハイゼンベルクに批判的、あるいは中立的な著書が多数出版されました。特に一昨年フィリップ・ボールが書いた「ヒトラーと物理学者たち」⁽³⁾という本が池内了さんらによって日本語に訳されましたが、この本には連合国側に好意的な見方とハイゼンベルクに好意的な見方が並記されています。私も2014年に「ハイゼンベルク原子炉の謎」⁽⁴⁾という一文を物理学会誌に書きました。これは、ハイゼンベルクが南ドイツのハイガーロッホに作った原子炉がなぜ臨界に達しなかったかをモンテカルロ法で計算した論文です。この計算によってハイガーロッホ炉では臨界に必要なウランの量は十分だったが、中性子減速のための重水の量がわずかに足りなかったとことが分かりました。ハイゼンベルクがなぜこのような原子炉を作ったかについては意見が分かれています。これは歴史の真実を如何に記述するかという問題の難しさを示していると思います。歴史観の違いが事実の記述に反映しているとも言えます。

話は変わりますが、1946年10月Atlanta Constitutionというアメリカの地方紙に次の様な記事が掲載されました⁽⁵⁾。そのタイトルは“Japan Developed Atom Bomb, Russians Grabbed Scientists”, “Actual Test Was Success”とあります(写真右)。

この記事には「日本敗戦の3日前に今は北朝鮮の領域になっている興南の沖で日本が原子爆弾の実験を行い、その直後侵攻してきたソ連軍によって科学者たちが逮捕され、ソ連に連行された。」という記事が書かれています。これについては占領軍が仁科芳雄と荒勝文策を取り調べて、捏造された記事であることがはっきりしたためあまり問題にされ



“The Atlanta Constitution”の記事
(1946年10月3日付)

ませんでした。

ところが 1980 年代になって Wilcox が "Japan's Secret War" という本を書きました⁽⁶⁾。この本には日本の原爆開発が成功したように書かれており、一時的に非常に問題になりましたが、上記の捏造記事を基にしていたこともあり、ほどなく沈静化しました。

更に 21 世紀になって、興南沖の爆発は京大グループが行った原爆の秘密実験だったのではないかと云い出す人まで米国に現れて話題になりました。

アメリカでは広島に原爆を落としたことを何とか正当化したいと無意識のうちに思っている人が多いのです。その心理を巧みに利用して、フェイクニュースであろうと、でっち上げであろうと、あたかも真実の様に書けば興味を持たれるという風潮がアメリカにはあります。

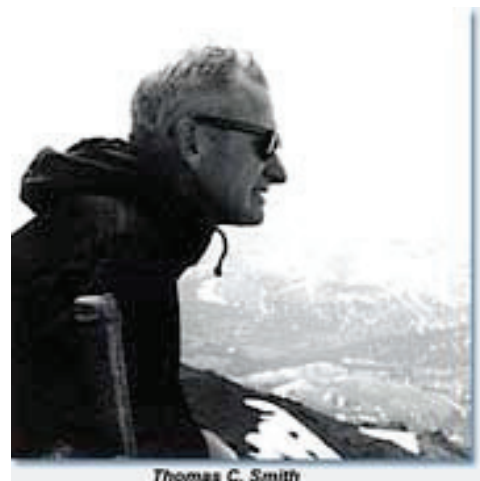
このような現状を見るにつけて、歴史の真実を正確に記録し、正しく伝えることがいかに重要であるかを強く感じています。

2 荒勝文策に関する史料

さて荒勝文策の足跡を調べようとしたきっかけについてお話したいと思います。

1997 年米国のバークレイのスミス (写真右) という人から一通の手紙が私のところに届きました⁽⁷⁾。その手紙には次のようなことが書いてありました。

大戦直後占領軍の通訳として京大のサイクロトロン破壊に立ち合った時、荒勝が大切にしていた実験ノートを押収してしまったことをスミスは自分の責任だったと思い込んで後悔し、海軍を辞めて帰国しました。その後彼は日本の社会経済史の研究者になるのですが、50 年以上経った後に京大での出来事を私に知らせて来たのです。



Thomas C. Smith

トーマス・スミス

ところが、2007 年に私が日本学術振興会の仕事でワシントンに滞在していた時に米国議会図書館でそのノートの一部^{(8),(9)}が発見され、それをきっかけに米国の議会図書館や公文書館で大戦中の日本の原子核物理学の研究について調べ始めました。米国の議会図書館は 1800 年に創立され、その本部は国会議事堂の隣にあります。これは世界最大級の図書館で、蔵書が 9000 万冊あるのですが独自の調査研究もやっています。各言語の専門家が一人ずついて、あらゆる資料に目を通し、重要と思われる資料を保存しています。

ワシントン滞在中は国立公文書館も度々訪れました。公文書館の本部は 1934 年にワシントン DC に創設されたのですが、資料があまりに膨大になったので、1994 年に第 1 次大戦以降の資料は、ワシントン近郊のカレッジパーク移されました。そこに第 2 次大戦直後の占領軍の資料も多数保管

されています。これらは長い間機密扱いだったのですが、20 世紀末頃までに少しずつ機密が解除されました。

米国政府の機密書類は機密度が高い順に①Top Secret、②Secret、③Confidential、④ Restricted の4段階に分かれています。Top Secret の中でも特に機密度の高いものは、“For Eyes Only”と呼ばれていて、コピーも禁じられ、見るだけということになっていますが、そのために誤解が生じ、予期しない事件が起こることもあります。

公文書館で米国の原爆調査団が湯川秀樹を尋問した時の調書が見つかりましたが、私が興味を持ったのは、湯川がいない時に彼のオフィスに踏み込んで (“We went to Yukawa’s office in his absence.”)、湯川が所持していた論文、本、メモなどを全部調べあげたことです。

この他にも 21 世紀になってから日本国内で荒勝グループの活動についていろいろな史料が発見されました。特に一次史料の多くが発見されたのはつい最近です。

清水栄が大戦中の出来事を詳しく綴った「清水栄日記」⁽¹⁰⁾は事実の検証になくてはならない史料です。

今年小沼先生が出版される予定の「湯川秀樹日記」⁽¹¹⁾も大戦末期の出来事を記した重要な史料です。また最近海軍の北川徹三の「勤務録」⁽¹²⁾という機密書類の存在も明らかになりました。

更に荒勝文策の遺品⁽¹³⁾、遠心分離器の研究ノート⁽¹⁴⁾、その設計図⁽¹⁵⁾などが数年前に発見されました。広島原爆の資料、あるいはサイクロトロン破壊時の資料⁽¹⁶⁾についても最近見つかったものがあります。広島大学原爆放射線医学研究所の久保田明子さんがこれらの史料の発見に尽力して下さいました。70 年以上経っても新しい発見が多いことに驚かされます。

永い年月が経った現在になって歴史の真実を知ろうとすると特に日記類が一番役に立ちます。後から書かれた回顧録は日付が間違っていたり、記憶が曖昧だったりしますので、慎重な扱いが必要となります。

3 大戦前と大戦中の原子核研究

1928 年台北帝大が設立されると荒勝が物理学の教授となって、太田頼常、木村毅一、植村吉明と共に新しい研究室を発足させました。初めは X 線解析などを行っていましたが、1934 年にコッククロフト・ウォルトン型の高電圧加速器を完成させ、原子核の研究を始めました。東洋で最初の加速器による原子核反応の研究が台湾で行われたこととなります。なぜ台湾なのでしょう？ 当時 X 線を用いた原子構造の研究などが物理学の主要なテーマだったので、東大、京大などではそれらの研究に力を注いでいたために新しい学問分野を始めるための大型の装置を直ちに作ることは難しかったのでしょう。一方、台北大や大阪大は新しい大学だったため、新しく生まれた分野に直ぐ対応できたのだと思います。大阪大では菊池正士が台北大と殆ど同じ時期に加速器による原子核物理学の実験を開始しました。

台湾での研究成果が認められ、荒勝、木村、植村の 3 人は京大に移ります。しかし太田頼常だけ

は台湾に残りました。戦争が終わって台湾大学になりますが、そこで太田は原子核物理学の研究を再開します。荒勝らが研究を始めた頃台湾は日本の植民地だったので大学では教官も学生も大部分日本人でしたが、太田頼常は大戦後台湾のスタッフや学生達と一緒に原子核物理学の研究を始めました。太田は台湾の人たちを指導して台湾の原子核研究を育てましたので、今でも台湾の原子核研究の父として尊敬されています。

荒勝や太田らの台湾での原子核の研究が歴史的に高く評価され、2005年に台湾大学に陳列館ができて、その開所式に荒勝らの遺族や小沼先生が招かれて出席しました。小沼先生は陳列館を作る計画に最初から協力しておられたとのことです。

さて1936年荒勝ら3人は京大に着任し、原子核物理学の研究を開始しましたが、1939年の初めにドイツで核分裂の発見が発表されると世界中の原子核物理学者がその研究を始めました。特に核分裂のエネルギー利用とか、原爆の可能性に注目が集まりました。一方、荒勝は核分裂のメカニズムを解明したいと考え、木村毅一、植村吉明、園田正明、清水栄らと共にウランに γ 線を当てた場合にも核分裂が起こるかどうかが調べました。彼らは γ 線では核分裂が起こる確率は非常に小さいことを明らかにしたのですが、その実験の過程で γ 線による原子核反応の巨大共鳴を発見しました。

それと平行して、中性子をウランにあてた時に核分裂で放出される中性子数に注目しました。その数によって連鎖反応が起こるかどうかが決まるわけです。この研究は京大化学教室から荒勝研究室に出向していた萩原篤太郎が行い、一回の核分裂で放出される中性子数は平均2.6個であると発表しました。これは戦前に発表されたデータの中で最も精度がよかったことが大戦後明らかになりました。この研究は大戦が始まってからも続けられ、大学院生だった花谷暉一は発生中性子数が2.4であることを大戦末期に示しましたが、この値は現代の精度に比べても見劣りはしないとIAEAの方は言っています。花谷は核分裂の研究成果を東北大学で開催された学会でも発表していますので、大戦中も原子核物理学の研究が極秘に行われていたわけではなかったことがわかります。

4 戦時研究

1944年にサイパン島が陥落し、戦況が日本にとって決定的に不利になった時点で海軍は荒勝に原子エネルギーの兵器への応用を「戦時研究」として依頼します。その数年前に陸軍は仁科芳雄に原爆の開発を依頼していましたが、陸軍と海軍は競争意識を持っており、海軍は陸軍とは独立に開発を進めたいと考えたわけです。

東京恵比寿の海軍技術研究所に所属していた海軍大佐北川徹三が書いた日誌⁽¹²⁾を息子さんの北川不二夫さんが所蔵しておられると聞いて、数年前に久保田明子さんと共に北川不二夫さんをお訪ねしてその日誌を写真に写させて頂きました。その表紙には「勤務録 — 軍極秘」と記されています。これには大戦中から戦後にかけての北川徹三の行動が毎日必ず1行だけ記されています。この日誌の1944年9月17日の項に

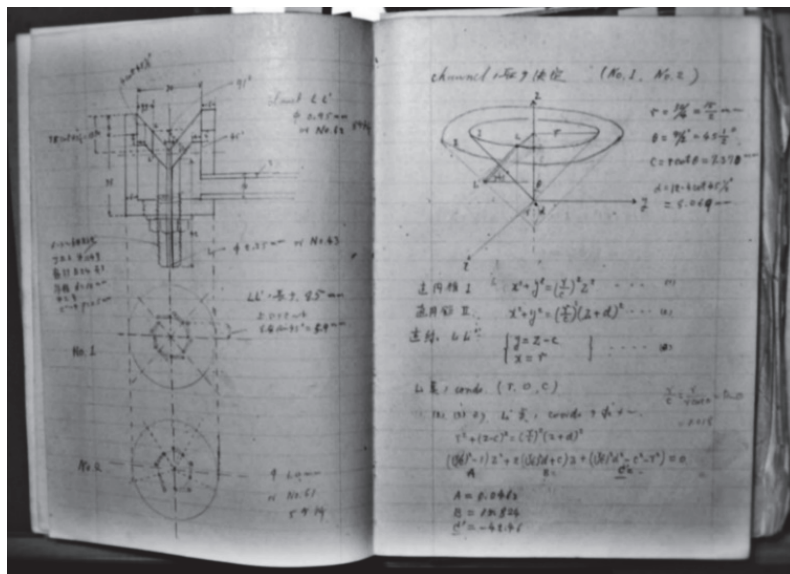
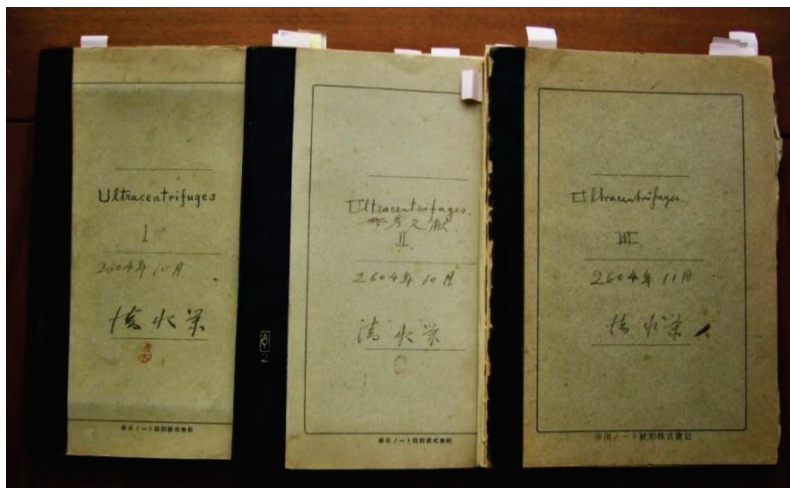
荒勝教授、藤代講師来部、艦本に行き、Uに付き打合す。(三井、高尾)

とあり、この日海軍が荒勝に原子兵器開発を依頼したことが窺えます。

名古屋大学の「坂田昌一メモ」⁽¹⁷⁾によりますとその直後の1944年10月4日に海軍と関西の物理学者によるウランウム問題の連絡会が大阪の水交社で開かれました。正式に戦時研究が決定するのは後述の様に1945年5月でしたが、水交社での会議の前後に荒勝文策を主任とする研究組織が出来たようで、理論の湯川秀樹、小林稔、坂田昌一が加わり、荒勝グループの木村毅一、清水栄らも参加することになりました。

荒勝らは核分裂の連鎖反応を起こさせるにはまずウラン235 (^{235}U) を濃縮する必要があると考え、そのための遠心分離器の設計に取りかかりました。

数年前、京大放射性同位元素総合センターの五十棲泰人さんが Ultracentrifuges (超遠心分離器) と表記された3冊のノートを発見しました⁽¹⁴⁾。これは1944年10月から11月にかけて京大で遠心分離器を設計した際に清水栄が書いたものです。ここにそのノートのコピーがありますが、これには下から空気を噴き出して回転子を浮上させ、更に横から空気を噴き付けて回転させる方式の計算が書かれています (写真下参照)。



清水栄ノート
 (上) Ultracentrifuges (超遠心分離器)
 (表紙)
 (下) 遠心分離器の設計計算

高速回転させるには軽くて強度の高い材料が必要なので、当時零戦の主翼に用いられていた超超

ジュラルミンを利用しようということになり、住友金属に発注したことが「清水栄日記」などに記されています。

荒勝グループの戦時研究が正式に発足した時期については永い間不明でしたが、2017 年末に小沼先生が、1945 年の「湯川秀樹日記」⁽¹¹⁾を発表されて正確な日時が明らかになりました。湯川日記の 1945 年 5 月 28 日の項に、

荒勝教授より戦研 37-2 (F 研究) 決定の通知あり

と記されています。これは戦争が終わる 2 か月半ほど前のことです。上述のように 1944 年 9 月に海軍は荒勝に原子エネルギー研究を要請していましたので、それから 8 か月間、日本政府は採否の検討をしていたこととなります。戦時研究の採否を決めるのは海軍ではなく技術院ですが、理研の原爆開発が爆撃で中止された後、敗戦直前に荒勝グループに要請することが正式に決定されたわけです。

さて戦時研究決定を受けて、1945 年 7 月 21 日に海軍と京大の合同研究会が京都近郊の琵琶湖ホテルで開かれました。この日の湯川日記に

朝 7 時過家を出て京津電車にて琵琶湖ホテルに行く。雨の中を歩く。帰りは月出で、9 時帰宅と書いてあります。「昭和史の天皇」⁽¹⁸⁾によるとこの会議で湯川は中立国からの資料をもとにして、「世界の原子力」という題で講演をしています。しかし、なぜか湯川日記は会議のことには触れていません。湯川は前年 10 月に水交社で開かれた会議にも出席して連鎖反応について報告していたことが「坂田メモ」⁽¹⁷⁾に記されていますが、そのことも「湯川日記」には書かれていないようです。その理由は謎ですが、大戦末期に湯川と行動を共にしていた鳴海元広島大学教授が生前に私に「湯川先生は大戦末期には日本の敗戦を予感しておられた」と話しておられた事と関係があるのかもしれませんが。

琵琶湖会議に提出されたと思われる 5 編の資料が清水栄宅に保存されていたので拙著にもその要点を記しました。その中に荒勝と木村の指導で大学院生の花谷暉一が行なった熱中性子による核分裂実験の結果を説明した報告書があります。これは琵琶湖会議の約 1 ヶ月前に京大物理教室で開かれた学内の「戦時研究員会合」の前日の日付となっており、その会合で花谷が説明した資料ではないかと思われます。そこには連鎖反応の条件、核分裂の際に放出される中性子数など花谷の死後に花谷の博士論文として提出された実験データも含まれており、学術的にも重要な資料です。

会議の資料の中に小林稔が書いたと思われる署名のない「²³⁵U 核分裂の Chain Reaction の可能性に対する推定」というメモが残されています。このメモには中性子を減速しない場合に連鎖反応が起こるのに必要な純粋な ²³⁵U の量は 1kg 程度であるという結論を得たと記されています。

更に岡田辰三の書いたメモ「金属ウラン製造法」には京大工学部で初めて成功した純粋な金属ウランの製造法が詳しく記されています。

これ等の資料を読みますと、そのほとんどが核分裂の基礎研究に終始しており、原爆の完成には程遠い感があります。

5 広島原爆調査

さて、8月6日に広島に原爆が投下されると、理研、阪大、京大の原子核研究者達は直ちに現地へ赴き、それが原爆であることを確かめるために放射能測定を行ないました。

まず理研では木村一治が放射能の測定行いましたが、これは核融合研の遠藤さんが送って下さった「木村一治日記」⁽¹⁹⁾によって確認されました。それによると仁科が空輸した広島のサンプルが8月10日に理研に着き、木村が直ちにローリツェン検流計で放射能を測定したところ、自然放射能の3倍あることが明らかになりました。木村一治はその後8月14日に自ら広島へ赴き、詳しい調査を始めたことも「木村一治日記」に記されています。

一方、大阪大学の浅田常三郎は大学院生の尾崎誠之助と4人の海軍技術将校を伴って10日朝呉の海軍病院に着き、広島市内で砂などの試料を採取しましたが、広島全市が停電していたので試料を呉まで運んでガイガー・カウンターで放射能を測定しました。当時地上の通信設備は全て破壊されていたので、呉軍港に停泊中の駆逐艦から東京と大阪の海軍司令部に測定結果を打電したとのこと。そのデータは1953年に日本学術会議が編集した『原子爆弾災害調査報告書』⁽²⁰⁾に掲載されています。それまでは占領軍によって原爆調査の発表が禁止されていたために公表できなかったのです。

京大の荒勝グループの調査については北川の「勤務録」と「清水栄日記」によって知ることが出来ます。それらによりますと、京大の調査団は8月10日に広島に着き、陸海軍と理研、京大の合同会議に出席した後、広島の西練兵所の土壌などの試料を採取して夜行で京都に持ち帰り、8月11日から京大の実験室でその試料のベータ線スペクトルを測定しました。広島の西練兵場で花谷暉一が採取した土壌から放出されたβ線を測定したグラフを荒勝家に保存してあった段ボールの中から久保田明子さんが4年ほど前に発見しました。このβ線のスペクトルと半減期のデータを東工大名誉教授の永井泰樹先生に分析してもらった結果、放射線を放出しているのはヨウ素133 (¹³³I) だということがわかりました。私の知る限り広島に投下された原爆の放射能を分析してヨウ素133を同定したのは永井先生のこの分析だけです。ちなみに福島原発の建屋爆発で問題となったのはヨウ素131 (¹³¹I) です。

ところで陸海軍と仁科、荒勝の合同会議についての資料は仁科に同行した陸軍の新妻精一中佐がまとめた「特殊爆弾調査資料」として広島県立文書館に保存されていますが、この資料によりますとこの会議では広島に投下された爆弾が本当に原爆であるかどうかを最も重要な課題として議論されました。三井再男海軍大佐の回想録⁽²¹⁾によるとこの時の議論で仁科は「原子爆弾と思います」と言い、後から来た荒勝は、「私もそうと思いますが、科学者としては今科学的に調査をやっているから、それが出来たら判断します。」と述べたとのこと。実は仁科は広島に行く直前の8月7日の段階で爆発力から言って原爆だと判断して、それを武見太郎と牧野伸顕を通して天皇に上奏し、天皇がそれを聞いてポツダム宣言受諾を決断するに至ったと言われています。仁科は広島を見てい

なかった段階で原爆だと結論づけていますが、荒勝は広島の惨状を見てもその場では原爆であるとは断定していません。歴史が動こうとしている時に、荒勝は科学者としての信念を貫いたわけですが、これについての私のコメントは差し控えます。

1945年8月10日の北川の「勤務録」には

広島兵器補給廠にて陸海軍研究会、荒勝氏と市内巡回試料採取（夜行）

と記されており、北川は陸海軍との研究会に出席した後、荒勝グループに同行して一緒に試料を集めたことが明らかになりました。

荒勝は第一次調査団が持ち帰った試料の分析で強い放射能が検出されても、それだけで原爆と断定することには慎重で、直ちに清水栄を団長とする第二次調査団を広島に派遣して、その調査団が持ち帰った数百個の試料のデータを系統的に分析して、爆心とウラン量を特定した後に原爆であるという判断を下しました。荒勝は8月15日のポツダム宣言受諾の日に海軍技術研究所の北川宛に

「新爆弾は原子核爆弾と判定す」

と記された電報を打ちます。原子爆弾とは書かず、原子核爆弾と書いているところが如何にも荒勝らしいところですが。原子が爆発するのではなくて、原子核が爆発するのですから正確には原子核爆弾と言うべきでしょう。この電報は、現在も呉の大和博物館に展示されています。

それに続いて原爆のウラン量、爆心地、放射能、人体への影響などを記した報告を10ページの文書にまとめ、木村毅一に託して北川に手渡しました。

荒勝は更に詳しい調査を行うべく、大戦終結後の9月中旬に木村毅一を団長とする第三次調査団を広島に派遣しますが、不幸なことに、折からの枕崎台風に遭遇し、花谷暉一、堀重太郎、村井誠の3人が土石流に流されて帰らぬ人となり、木村毅一も頭に重傷を負いました。この時京大医学部調査団の犠牲者を合わせると京大全体で犠牲者の数は11人に及びました。

8月15日の北川の勤務録⁽¹²⁾に

正午陛下休戦に関する御放送、機密書類焼却、軍務局、艦本打合、内務省打合（所泊）

と記されています。敗戦の日に政府が機密書類を焼却することを指令したことがこの“機密”文書で明らかになりましたが、この「勤務録」は焼却されないでこれまで残されていたために後世の科学史の研究にとって得難い史料となりました。ちなみに理研の大戦中の原爆開発の資料は8月15日に焼却されて、殆ど残っていないことは誠に残念です。

驚いたことに荒勝が戦時研究費を最初に受け取ったのは大戦終結後の9月8日でした。北川の「勤務録」に

9月6日「戦研37・2研究費30,0000荒勝教授名義受領」

9月8日「京都帝国大学荒勝教授小切手渡、堀場教授面会」

とあり、敗戦後3週間以上経ってから北川が戦時研究費を荒勝に手渡したことが明らかになりました。これによって戦時研究費は大戦後に支給されたと記された「清水栄日記」の記述が裏付けされました。日本の官僚体制では世の中がひっくり返っても決められたことは必ず実行することになる

わけです。

更に 1946 年 1 月 20 日には

19 日付荒勝氏より小切手 (30,000) 送付し来る。

と記されていますので最終的には荒勝が戦時研究費を返却したことが分ります。1945 年 9 月 8 日に荒勝に渡された小切手は 30,0000 円、1946 年 1 月 20 日に返却された小切手は 30,000 円と記録されています。どっちが正しいのか、両方とも正しいのかわかりません。その頃日本では万の次にコンマを書いてその後に 0 を 4 つ書く習慣がありましたので、ますます混乱してしまいます。両方とも正しいとすれば荒勝は 30 万円受け取って、3 万円返したということになります。重要なことですが、残念ながら現在までにこれ以外の史料が見つかっていませんので真相は不明です。

戦時研究が決定される前にも数千円が支給されたという説もありますが、確証は得られておりません。1944 年の秋に遠心分離器の設計図が書かれ、その部品を発注したメモも残されていますので、その費用が支給されることを予想していたのでしょう。

6 占領軍の取り調べ

戦争が終わると直ちに米国の原爆調査団が捜索のために京大にやってきます。原爆調査団と称していましたが、米国が落とした原爆の影響について調べたわけではありません。日本で原爆をどの様に開発していたかを調べる調査団です。

まず東京で仁科と嵯峨根遼吉を取り調べました。次に京都に来て湯川を調べることになります。京都に来たのは 1945 年 9 月 15 日でした。米軍の本隊が京都に進駐する前に調査を行なおうとしたわけです。日本で原爆を作っていたかもしれないので、米軍が来てその装置を無茶苦茶に壊してしまう前に、また日本側が証拠隠滅のために破壊してしまう前に調査しようというわけです。これはドイツが敗北した時ハイゼンベルクを取り調べた時のやり方と同じでした。突然京大に乗り込んで来たので湯川はびっくりしました。この時の情景は 9 月 15 日の「湯川日記」⁽¹¹⁾によく表されています。

午前 10 時、学士試験、その最中に米士官 2 名教室に来たので直ちに面会。一人は Major Furman 他は Lt. Munch。後者は日本語を上手に話す。途中荒勝教授をも呼ぶ。一緒にミヤコ・ホテルに行く。Dr. Morrison も一緒に会談、野戦食を御馳走になる。午後 3 時再び教室に着たり。荒勝研究室、内田研究室を見て、吉田教授と面会。5 時前辞去。6 時過ぎ Lt. Munch だけまたくる。扇子帯上げなどを present にする。

ファーマン (Furman) はアルゾス部隊の隊長としてドイツの原爆開発を徹底的に調べた人です。モリソン (Morrison) はオープンハイマーの腹心で、ロスアラモスからわざわざテニアン島まで来て、広島に投下する原爆を航空機エノラゲイに装着した物理学者の一人です。Morrison は大戦前から著名だった湯川の名前をよく知っていたので、湯川を取り調べは慎重に行いました。モリソンがワシントンに書き送った報告⁽²²⁾には次のように書かれています。

我々は湯川秀樹及び荒勝文策と3回にわたり面談し、研究室を搜索した。1回目は大学で会い、その後で我々のホテルに同行願ひ、食事を共にした。午後遅く再度大学を訪問し、研究施設を搜索した。更に17日には湯川の不在中に彼のオフィスに行き、彼の書籍、論文を捜査した。・・・話し合いは友好的で、贈り物の交換までした。湯川は初めは我々の来訪目的を理解出来なかつたらしい。湯川に関する情報は今一つはっきりしない。彼の話と彼の部屋から発見された1944年末に書かれた論文から推察すると彼はずっと中間子の研究に没頭していたようだ。湯川は高度に抽象的な理論で1938年から世界的な名声を得ていた。(中性子) 拡散理論について質問しても何の関心も示さなかつた。原爆開発プロジェクトに深く関わっていたとすれば、拡散理論を手掛けていたはずである。彼がこのプロジェクトの理論に全く関与していなかつたか、わずかしか関与していなかつたということになる。・・・彼は原爆開発プロジェクトの理論を推進する能力のある最も優れた人物の一人であるが、内気で学究肌の人物なので原爆プロジェクトを進んで動かすとは考えられない。

結局モリソンは湯川が大戦中原爆研究に関与していたという証拠を得ることが出来ませんでした。もっとも湯川の戦時研究に関する資料は敗戦時に焼却されていた可能性も捨てきれません。

湯川が原爆開発にどの程度関与していたのかについては今でもはっきりしていない点があります。湯川は形式的には戦時研究の中心メンバーの一人でした。中性子の拡散方程式に関心を持っていたはずですが、それについての資料は見つかっていません。証拠がないので断定できませんが、湯川は自分では計算に手を出さず、小林稔に臨界条件の計算を指示していた可能性が大きいように思われます。湯川は大戦中原爆開発そのものにはあまり積極的でなかつたにせよ、戦意高揚のために広報活動を積極的にやっていたことは事実です。湯川は大戦末期には非常に厭世的になっていたということを聞いたことがあります。文学部に移りたいとまで言っていたそうです。

モリソンは9月15日にワシントンに書き送った報告の中で荒勝の取り調べについては次のように記しています。

荒勝についてはあまり知られていないが、有能で非常にエネルギッシュな実験物理学者である。高電圧発生装置を5年ほど前に完成させ、陽子をリチウムに当てて γ 線を発生させ、更に中性子源としても用いていた。私は日本に来て初めて核分裂検出チェンバーや比例増幅器を見た。それは素人っぽいものだが、よく作動している。・・・

1945年8月13日頃荒勝グループの数人が β 線、 γ 線計測器をもって広島に行き、爆心地近くに残された骨のCu, S, P及びFeを採取し、その放射能から仁科と同じ方法で爆発が1kgの ^{235}U によるものであると推定した。

京都では減速材を用いた大掛かりな中性子拡散実験は行われていなかつた。・・・

京大捜査の翌日、阪大の捜査が行なわれました。モリソンは京大、阪大における原子核物理学の基礎研究と教育のレベルの高さは認めたものの、原爆製作には至っていなかつたことを知り、ひとまず安堵します。

その後モリソンは日本びいきになり、しばしば東京、京都、仙台を訪れて日本の研究者と共同研究を行ないました。

7 サイクロトロンの破壊

1945年11月に占領軍によって理研、阪大、京大のサイクロトロンが破壊されます。

荒勝の遺品の中から発見された「荒勝日誌」⁽¹⁶⁾はその時の状況をよく表していますので、その冒頭のところを一寸読んでみます。

11月15日、第6軍インテリジェンス・オフィスのスターバックス氏が1名の将校を伴い研究室見学のため来学、心安く談話し、折から浄書中なりし広島原子爆弾調査報告書の英文等正誤訂正を手伝いて帰れり。

米軍はサイクロトロンを壊す準備のために京大に来たわけですが、荒勝はそれを知る由もなく、米国人が来たから自分の英文を直してもらおうというのでしょうか。

数日後サイクロトロンを壊すために、朝早く進駐軍が荒勝の自宅まで押しかけてきます。

11月20日 早朝西川副手より電話あり。進駐軍数名来り、急用あるによりジープにて迎えに行くといえる由を告げられたるによりこれを待てり。やがてスターバックス氏並びに通訳1名は西川氏につれられて来る。「上がってお茶を飲んでいっては如何」と告げたるに「今日は急用故あがれない」と答え、急ぎジープにて大学研究室に来る。

ここまでは何となく切羽詰まった緊張感は感じられませんが、研究室に着くといよいよサイクロトロン破壊の通告を受けます。

占領軍が荒勝を尋問する場面を占領軍側のカメラマンが写真に撮っていたのですが、10数年前に時事通信の方がそれを米国国立公文書館で見つけました。この写真は尋問する側とされる側の表情がとてもよく写っています。

写真：

右から木村毅一、荒川文策、T. スミス、
W.スターバックス、W.C.ミッチェル、
T.サウザー



前述のように占領軍の通訳だったトーマス・スミスが52年後にこの時の出来事を回想記⁽⁷⁾に記して私に送ってくれましたので、それを辿ってみましょう。

大学に行く途中のジープの中で、荒勝がサイクロトロンを誇りに思っており、それを見せたがっていることがよくわかった。彼の態度は自分の農場を都会に住む親戚に案内する年老いた農夫に似ていた。そして自分の人生の大部分でこれまでやってきたことが合理的で倫理的であったことに疑いを抱いている様子は全くなかった。・・・かれの研究室の一方の壁には本箱が並べ

られており、他方の側はガラス扉の付いた、区切りの広い奥深い棚があり、その中に大きなファイルが並んでいるのが見えた。ファイルの中身を尋ねると彼は実験ノートであると答えた。その膨大な分量からして、かれの生涯の仕事に相当するものであったに違いない。・・・私は荒勝氏にサイクロトロンは解体される運命にあることを伝えねばならないことは分かっていた。私がそれを伝える時に司令官が側にいてほしくなかった。そこで私は彼らに暫くの間我々だけにしてほしいと頼んだ。・・・

荒勝氏と私がテーブルに向き合って座るや否や、私は彼に話をした。荒勝氏はサイクロトロン解体の命令を静かに聞き、驚いた様子を見せなかった。彼はサイクロトロンは原子爆弾の製造のみに使われるものではないことを強く主張した。・・・彼は何をしてもサイクロトロンを残すことが出来ないと分かった時、実験ノートを残しておくことは認めてもらえないかと懇願した。もしそれが許されればノートを米国人が利用できるように翻訳すると約束した。彼は米国では翻訳のための物理学、英語、日本語とその書き方の知識を持っている人を探すことは不可能なので没収しても何の役にも立たないと説明した。・・・私が荒勝氏にノートを残しておくことは出来ないと告げた時、彼は感情の高ぶりを抑えきれず、声を詰まらせながら没収は不当であると強く抗議した。

スミスはこの時の荒勝の行動にショックを受けたようです。占領軍に英語論文の校正を頼んだり、自宅でお茶を飲んでいけと勧めたりするところは大事件が起ころうとしていることに気が付かないのか、緊張感が足りないのか、何となく浮世離れしている感があります。またサイクロトロンを破壊するために来た米兵に研究室を説明する態度が都会の親戚に自分の農場を案内する農民に似ていた、と言うスミスの回想は驚きでさえあります。サイクロトロン破壊の宣告は冷静に聞いていたが、自分たちのノートを没収しないで残してもらえないかと願い出たという話も荒勝らしいエピソードだと思います。ノートは全て8月15日に焼却せよと当局から言われていたのに、残していたのですね。荒勝は「占領軍がノートを没収するのはノートを米国で研究に役立てたいためだろうが、米国ではそれを翻訳出来る人を見つけることは難しいだろうから自分が翻訳してあげるのをそれを持って行った方がよいでしょう」という趣旨のことを言ったのです。しかし、米軍側はそれで勉強しようなんて思ってもいない。日本が原爆を研究していたかどうかは知りたいたいでしょうけれども、日本でそのような研究が出来なくすることが主な目的だったことを荒勝は理解していないようです。

最初に申しましたように、スミスは荒勝に同情し、このような事件が起こったのは自分に責任があると思ひ、海軍をやめて帰国してしまいます。その後彼はハーバード大学に入りなおして日本の歴史を学び、日本の近世・近代社会経済史の第一人者になってカリフォルニア大学バークレイ校などで活躍し、2004年に没しました。ところが没収されたノートの一部はかれの死の3年後に米国議会図書館でトモコ・スティーンさんによって発見されるというドラマチックな運命をたどります。

もっとも荒勝は大戦中に行っていた研究について全てをオープンにしたわけではありませんで

した。敗戦時に知人宅にウランを隠したり、遠心分離器の設計図を清水栄宅に保管したりしていたことが明らかなので、大戦中の核兵器の研究についての占領軍の搜索を逃れようとしていたことも事実だと思われます。

その後サイクロトロン破壊に対して京大医学部の大学院生堀田進がマッカーサー占領軍司令長官に直接抗議の手紙を送ったことなど数々の出来事が明るみに出ておりますが、時間が来てしまいましたのでこれで終わります。

最後に申し上げたいことは、幸いに京大の戦争中の資料の一部は残されていまして、私たちがそれを基に当時の歴史を勉強する手掛りを得ること出来たことです。資料を保存することがいかに重要であるかを申し上げて私の話は終わります。

文献および註

- (1) 政池明 (2018) 『荒勝文策と原子核物理学の黎明』 京都大学学術出版会
- (2) ロベルト・ユンク著 菊盛英夫訳 (1958) 『千の太陽よりも明るく—原子科学者の運命』 文藝春秋新社
- (3) フィリップ・ボール著 池内了、小畑文哉訳 (2016) 『ヒトラーと物理学者たち』 岩波書店
- (4) 政池明、岩瀬広(2014) 日本物理学会誌 69 227
- (5) Atlanta Constitution (Oct. 3 1946)
- (6) Robert K. Wilcox (1985) *Japan's Secret War: Japan's Race Against Time to Build Its Own Atomic Bomb*, William Morrow & Co. Inc.
- (7) トーマス・スミス (1997) 大島真理夫訳 「京都帝大サイクロトロンの解体 (1945 年) に関する回想」 『日本史研究』 424:128-140
- (8) 清水栄 (未刊行) 「実験室覚書 2」 [Library of Congress in USA 所蔵]
- (9) 植村吉明 (未刊行) 「研究日誌」 [Library of Congress in USA 所蔵]
- (10) 清水栄 (未刊行) 「清水栄日記」 [清水家所蔵]
- (11) 湯川秀樹 (未刊行) 「湯川秀樹日記」 「京大基礎物理学研究所所蔵」
- (12) 北川徹三 (未刊行) 「勤務録」 [北川家所蔵]
- (13) 荒勝文策遺品 [京大総合博物館所蔵]
- (14) 清水栄 (未刊行) 「Ultracentrifuges I, II, III」 [五十棲泰人所蔵]
- (15) 清水栄 (未刊行) 「遠心分離器設計図」 [清水家所蔵]
- (16) 荒勝文策 (未刊行) 「日誌」 [京大総合博物館所蔵]
- (17) 坂田昌一 (未刊行) 「メモ」 [名古屋大学坂田記念史料室]
- (18) 読売新聞社編 (1988) 『昭和史の天皇—原爆投下』 角川文庫
- (19) 注: 「木村一治日記 — ヒロシマ・長崎の原爆調査の記 — 1945 年 4 月 16 日~10 月 10 日」
木村一治の遺族の木村正子 (故人の夫人) が保管していた。なお、1945 年 4 月 16 日以前の

日記はすべて空襲により焼失されたと記されている。核融合アーカイブ室では、本日記を、市川芳彦核融合科学研究所名誉教授より寄贈を受けた)

- (20) 大滝英征解題 (2011) 『15年戦争重要文献シリーズ補集1 原子爆弾災害調査報告第2冊』不二出版
- (21) 三井再男 (2013) 戸高一成 『「証言録」海軍反省会記録』(第38回) PHP 研究所 39頁
- (22) P. Morrison (1945) Report of Interviews 14-15 Sept. 1945 [US National Archives, College Park MD , RG77 Entry 22A (390/1/4/02) Box172

アーカイブ作業を通して思う記録の残し方

松田慎三郎

東工大 先導原子力研究所

2011年10月以来、旧原研那珂研究所（現量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所）に残された原研の核融合誕生以来の、山本賢三、森 茂両氏の資料およびITERの立上げ時の資料など1750点余りをアーカイブに登録・整備する作業を続けてきた。その実務作業を通して思うことを2～3点述べる。

1 何のために残すか。

アーカイブの価値は分野ごとに異なる。先達の残した記録や資料がこれからの人々の活動のモチベーションとなることを期待して残すのだが、それぞれの分野が辿った歴史により、哲学や宗教のように1000年の時間スケールで普遍的価値があるものから、10年経てば旧世代となるような情報メディアのように目まぐるしく変わる科学技術もある。ここで紹介する那珂研アーカイブは核融合に関するものなので、50年~100年の時間スケールでの発展に関係して利用価値があるものと位置づけられよう。しかも、科学技術的成果は論文などで公刊されているので、ここで見る事が出来るのはその背後にある、世界の前線でのプロジェクト研究開発に関連して、研究者が何を必要と考え、どういう意図でどのような判断をしたか等の資料である。即ち人を中心としての研究開発の **methodology** には普遍的価値があり、これを研究を受け継ぐ世代に伝えることが重要であると考えられるからである。

2 残した人と残された資料、および活用の仕方

資料を残した人は、かつてリーダーだった人達である。全体を俯瞰できる立場にあるので、資料の価値についてバランスが取れた判断がなされていると見る。この他にITERの会議録のように研究所として残したものもある。これらの資料は活用されて始めて意味がある。利用する場合の成果物としてどのようなものがあるかをみると、

① 年史

いわゆる **xx** 年史に類するもので、組織的に多くの人に関与し、自らの経験と資料による歴史化作業を踏まえて纏めるものである。できるだけ客観的に纏められているので年号や事実確認などのためには後世大変役に立つ。しかし、大抵の年史には個人が果たした役割は余り現れない。

② アーキビストによる執筆

これはアーキビストないしはそれに類する人がアーカイブ資料に基づいて研究や運営の流れを読み解いて執筆するもので、一貫性があり、個人の果たした価値が中心となり、わかり易い。他方、執筆者の視点や価値判断が入る。

③ 新しい試み

ある特定の課題について、それに関わった多くの人が印象に残ったことを執筆したものを束ねたもので、個人の偏見は全体の包絡線の中で薄められる。ただし、執筆者の原稿を単に束ねただけでは相互関係や暦年関係が分かり難いので、編集者による年表作成や補足が必要となり、アーカイブ資料が役に立つ。執筆者が存命中でなければ出来ない。

実例を挙げると、

③-1 技術レポートの例 「NBI 開発の 40 年（1974 年～2016 年）—中性粒子ビーム開発の技術史—」 37 人の研究に従事した執筆者

執筆者による、成果の裏にあるもの、計画の作成、研究の進め方、失敗と克服、世代を超えた技術の伝承など + 編集者による、解説、年表、写真、成果リストなどの補足。

③-2 「事務方からみた核融合（1960 年代～2000 年代）」 執筆者 36 名（事務方、技術支援者、秘書、所長経験者など）

これらは実名を基本とし、各層の執筆者の生の声を読者に届けることが出来る。臨場感があるが、体験談の包絡線からプロジェクトの実態を理解してもらうものなので、多くの人が執筆に参加しないと価値が薄れてしまう。

3 アーカイブ化にあたっての課題

情報量は記録媒体の進化とともに無制限に増加し、個々の情報の価値は相対的に低下する。収納スペースは当面大丈夫であってもいずれ限度が来る。記録媒体の寿命も問題である。このため公刊されない技術や記録をいつまで残す価値があるか、10 年、100 年、1000 年？ 研究機関でも、企業でも残す資料と捨てる資料の仕分けができない場合は一括して捨てられる。玉石の中で玉を如何に見分けるかが長期的視点での大きな課題である。

どうしてもスリム化（選別して廃棄）と記録媒体の問題に直面することは避けられそうもない。そこで解決策はあるかを考えると、

① スリム化については、

(1) アーカイブに登録するに当たって保存期間の目安を与えること、

伊勢神宮のように式年遷宮の決まりがあればスペースは広がらない。

(2) アーキビストは廃棄される前までに研究、解説などの成果物を作る。

これは一種のコンパクト化作業である

(3) 保存期間が過ぎた段階で全ての資料の廃棄ではなく、玉だけは拾って更に保存期限を決め、保存する。残りは廃棄する。

式年遷宮の期間と、何分の一を残すかを決めておけば当初スペースの何倍（例えば 2 倍）の大きさに納まるかは初等数学で決められる。課題は選別できる人（恐らくアーキビストか有識者）の存在であろう。

② 記録媒体については、

数百年～1000 年或いは～数 1000 年の長期保存を目的としては

情報量を厳選したうえで、和紙+墨、コンパクトなハイテク石碑（ガラス）などが考えられる。いずれもコピーを幾つも作成し、分散保存することなどが有効であろう。作成元は官、民どちらも。



那珂研アーカイブ登録作業中の山本賢三先生の資料（左）

ITER 関係資料などの登録にあたって重複などで廃棄した資料は下の写真の約 2.5 倍に達した。



資料の登録・保管には多くの労力と予算が必要である。価値のある資料も、価値が低い資料も資料 1 点にかかる経費は同じであり、かつ利用されなければ要した経費は無駄となる。もし、保存する場合の生涯経費（アーカイブ経費）というものが弾かれていれば、選別する際のひとつの目安となるであろう。

KEK 50 周年と史料室

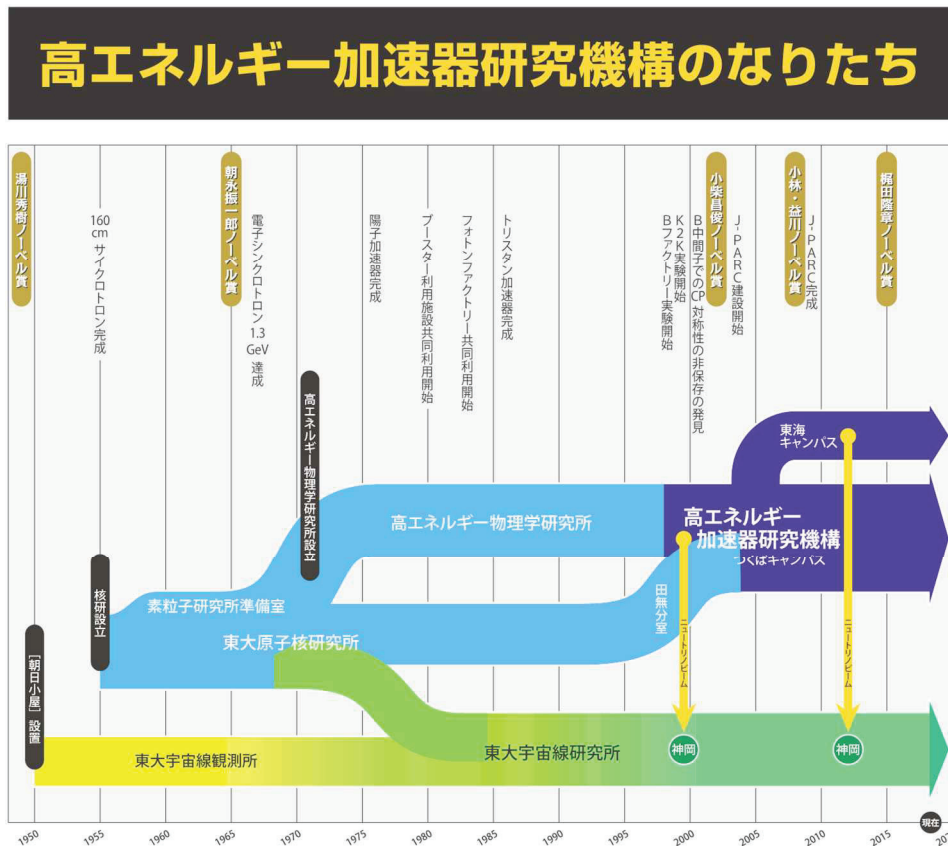
菊谷英司
KEK

1 KEK 誕生

KEK は 2021 年創立 50 周年を迎える。1971 年 4 月、東大原子核研究所（通称「核研」）内の素粒子研究所準備室の活動は、筑波研究学園都市の北端近くでの新しい研究所の発足という形で結実した。そしてその新研究所の名称は「高エネルギー物理学研究所」となった。

この研究所の設置形態はそれまでの東大の核研や京大の基礎物理学研究所のような特定の大学の附置ではなく、どの国立大学から見てもある種の「等距離」にある「大学共同利用機関」であった。その後、着々この形態の研究所が設立（設置形態の変更を含め）されてゆくが、その意味ではこの 2021 年は KEK の 50 周年というだけでなく、大学共同利用機関の設立 50 周年の記念の年でもあるとも言えよう。

上に特定の大学には属しないと説明したが、これは大学という存在と関係がないと言う意味ではない。むしろ、研究所設立に努力した先輩諸氏は、それ自身が大学の一形態であるかのようにして運営することを望んだ。そのことは、法律的にはこの研究所の設置が、「国立学校設置法」の改正の形をとったことに現れている。つまり、法の改正の内容は、「国立学校をひとつ増やした」というものであった。



上の図は東大の核研及び宇宙線研究所を含めた KEK 関連組織の「系統樹」である。上にも記したように現在のつくば市に設立された研究所は高エネルギー物理学研究所と名付けられたが、設立後数年以内にこの名前表記からローマ字を適宜拾って作った「KEK」の愛称が定着した。

その後 1997 年、高エネルギー物理学研究所は東大核研および、東大理学部附属の中間子科学実験センターと合併し、現在の高エネルギー加速器研究機構の名称をもつ研究機関となった。その合併の後もローマ字の愛称の KEK はそのまま継続して使われることになった。その意味では、今回の「50 周年」は高エネルギー物理学研究所でも高エネルギー加速器研究機構でもなく、筑波に敷地¹をもつ「KEK」の 50 周年ということになる。

2 「50 周年記念事業」の開始

史料室では、2016 年頃にこの「50 周年」を意識し、「記念資料集」と仮題をつけた冊子の編集を開始した。もちろんこうした活動は「史料室」と名付けられた組織の使命であると考えたからである。ただし、「〇〇周年」というものはどの機関にとっても、史誌をつくる契機となるものであり、ひいては史料を扱う組織の設立、周知、(場合によっては拡大)に繋がるものである。そうしたことを含めて記念の資料集の編集を開始したものである。

その内容は (1) 歴代の職員の名簿、(2) 組織や建物の変遷、(3) 発表論文のリスト といった非常にベーシックな内容である。当時史料室の室長であった筆者はこの資料集を 2018 年度頃に発行することにより、「50 周年」の事業の雰囲気盛り上げようと試みたのであった。しかし、KEK 首脳陣も当然「50 周年」の件はそれなりの尊重すべきことであると認識し、2018 年度の早い時期に「50 周年記念事業準備委員会」が組織される運びとなった。

記念事業の委員会は、KEK 内の素粒子原子核研究所の副所長を委員長とし、広報担当理事、各研究組織の代表 (5 人)、広報室長、史料室員、事務方、URA など合計 15 名ほどで組織され、オブザーバーを含めると 20 人近くに達する組織である。2018 年 7 月 12 日に第一回委員会を開催し、2018 年度終わりまでに 5 回の委員会を開いた。2019 年 3 月の終わりの時点で、記念事業の内容の大枠の議論、また財源になる寄付金の集め方などの議論が行われた。

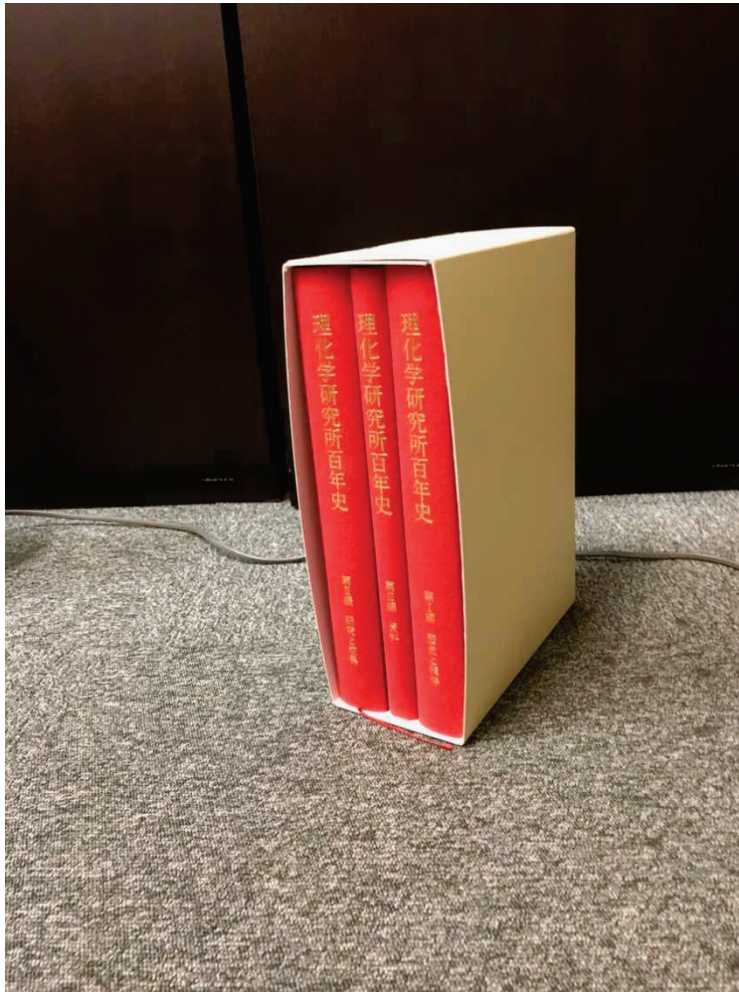
3 史料室の役割

上に書いたように 2018 年度前半に「50 周年記念事業準備委員会」が結成され、史料室からは筆者が委員として参加することになった。委員長から各委員に対して期待される役割が示されたが、史料室には (1) 記念誌の編纂 (日本語、英語) (2) ビデオの制作、二点の仕事を担当することとなった。史料室としては (1) がメインであり、企画から材料集めまで一貫として行う。一方 (2) については、企画は広報室が行い、材料映像を史料室が提供するという形である。またこれとは別に、50 周年にあたる 2021 年に国立科学博物館 (東京上野) での企画展 (KEK 東海キャンパスとつくばキャンパスが合同して行う展示) が計画されているが、これも同時に担当することになった。

¹ 高エネルギー加速器研究機構は東海村にもキャンパスを持っているので、この表現は象徴的である。

4 記念誌について

上記のように史料室は記念誌を担当することになった。その時「参考にするように」と委員長が示したのが、理研の100周年の記念誌であった。



それは上の写真にあるようなA4の冊子3分冊のもので、合計ページ数は1000ページを超えている。組織の歴史の長さを考えても KEK でこのような大部なものができるかどうかは大いに疑問であるが、少なくとも参考にすることにした。

KEK の記念誌は形態としては、現在の案では (1)第一分冊と(2)第二分冊からなり、

第一分冊

- a. 機構長挨拶
- b. アルバム
- c. 組織としての歴史
- d. プロジェクトの視点での歴史
- e. 思い出文の集合

第二分冊 資料

職員録、建物や組織の変遷、予算の推移、発表論文リスト

などを考えている。

第一分冊内の「組織としての歴史」は資料の連なりに文章を解説した形でごく客観的な事実を記述することを念頭におき、史料室内の議論を中心に構成する。一方、「プロジェクトの視点での歴史」に関しては、各プロジェクトに参画した職員等に執筆担当者になってもらい、構成する予定である。この編集作業が多く労力および時間を要するものになるであろうことは想像に難くない。英語の記念誌に関しては日本語のものとそのまま訳すことはせず、KEKが毎年英語で発行している「Annual Report」の特集拡大版を編集する方向で検討をしている。

第二分冊の資料は上記の「記念資料集」を基本とする方針であり、かなりのデータがすでに揃っている。基本的に第二分冊は史料室が執筆者ということになる。

5 今後に向けて

上にも記したように、KEKの「50周年記念事業準備委員会」は発足後約半年余りが経過し、委員会も5回を数えるが、準備のステップはまだまだ、初期の段階である。史料室の担当の記念誌では、原稿の取りまとめの作業が膨大なものになることは想像に難くない。気を引き締めてかからなければならないと思っている。

白瀬 轟の晩年と南極観測隊とのつながり

神田 啓史

国立極地研究所 名誉教授

本話題提供では、親交のあった人々が保存していた白瀬 轟^{のぶ}の書簡を調べ、白瀬 轟の晩年と、南極探検隊と南極観測隊との関わりについて考察したのでその概要を報告したい。

1 白瀬 轟の晩年

白瀬は南極から帰国した後、52歳（1913年）で「南極探検」、「南極記」を出版して以来、82歳（1942年）で「私の南極探検記」、83歳（1944年）で「南極と北極」を出版した。その間、アムンゼン来日、米国地学協会が「大和雪原」、「開南湾」、「大隈湾」を承認、日本極地研究会設立と会長就任、南極探検記念碑建立（芝浦）、秋田県偉功碑建立（金浦）、南極領土権確保期成同盟会結成、科学部隊南極探検設立などに関わった。長男 知による航空機による南北極地突破計画を企てるが断念。85歳で、領土権に関してマッカーサー元帥に手紙を書いた。

生活面では56歳で衆議院選に出馬表明するが断念（北極探検後も一度、出馬表明後、断念）、74歳でほぼ借財を片付け、その後、白瀬夫婦は次女武子と同居、苦難の生活が続き、1946年9月4日、85歳で生涯を閉じた。

2 白瀬 轟の書簡

2-1. 秦 久實氏との親交

白瀬 轟は南極からの帰国以来、多くの関係者と書簡を交わしているが、書簡はごく一部しか残っていない。その中で、秦 久實が保存していた白瀬 轟の書簡は晩年の生きざまを知る貴重な資料となっている。秦 久實（1896～1986）は福岡県若松市で米穀屋を営んでいた商人である。13歳の時に白瀬 轟が南極探検隊に出発する報を知って以来、書簡を通して白瀬日本南極探検隊から日本南極地域観測隊まで、日本の南極探検隊、観測隊を見届けた人物であった。秦氏と白瀬の親交が始まったのは白瀬の71歳の時であり、亡くなるまでの10年間にわたって書簡が交わされた。秦氏はその書簡から白瀬の人生観に深く傾倒した。

秦 久實が探検隊、観測隊に関係して書簡を交わした人物は白瀬 轟の他に、白瀬武子（白瀬の次女）、市川文子（白瀬の長女）、多田恵一（開南探検協会）、日吉小次郎（南極領土権確保協会）、捕鯨船船長、村山雅美（日本南極観測隊長）、木村義昌・谷口善也（日本極地研究会）などであった。

2-2. 秦 久實氏と白瀬武子

白瀬の次女である武子との書簡は白瀬の晩年の生活を知る貴重な資料となっている。白瀬 轟は長男知（海軍大尉）、長女文子、次男教、三男猛、四男勇の子供がいたが、武子一人が晩年の白瀬 轟夫婦を支えていた。「南極探検のことは一切無関心でおれ、新聞記者とも口を聞くな」など、武子の兄弟・姉妹とは不仲であったことがわかる。また、武子は「白瀬の偉業を書き記すことが自分の運命」と言い続けていた。

2-3. 秦 久實氏と村山雅美

村山雅美（1918年～2006年）は、南極地域観測隊隊長（3, 5, 9次越冬隊長）を経験、後に国立極地研究所次長を歴任した。秦 久實と書簡を交わした一人で、1966年、秦氏の自宅も訪問している。白瀬は北極探検、南極探検で持ち続けた数珠を揮毫と一緒に秦氏に寄贈しているが、秦氏は白瀬の霊を慰めたいという思いで、その数珠を第一次南極地域観測隊に託し、昭和基地に埋めて以来、毎年のように、昭和基地に供物を送り続けていた。

村山雅美は秦氏の縁で、武子と書簡を交わし、実際に武子とも会っている。

3 日本極地研究会と武富栄一のこと

1933年、木村義昌と谷口善也は日本極地研究会を創設し、のちに白瀬 轟を初代会長に迎えた。この時の白瀬と両氏との書簡が残っている。白瀬亡き後は、武富栄一（1886～1955）が二代目会長、副会長に加納一郎が就任した。

武富栄一は水産講習所（後の東京水産大学）卒、農商務省水産局の白鳳丸、快鳳丸の船長を経て、東京水産大学の講師となった。1923年～37年の間、ベーリング海、千島アライト島（新島発見）、チュクチ海、ノーム、ヘラルド島、ウランゲル島、ビリングス島を次々に探検する。そして、1944年には北南両極洋地球周航探検調査航海を計画した。しかし、第二次世界大戦で断念を余儀なくされた。

1956年に日本南極地域観測隊を開始するにあたって、加納一郎（日本極地研究会副会長）は観測隊の輸送支援として、宗谷の船長に武富栄一氏を推薦する陳情書を当時の文部大臣に送った。しかし、武富栄一は1955年12月18日に不意の交通事故で死去し、これは第1次南極地域観測隊の永田武、松本満次宗谷船長が正式決定する数日前だった。

（秦 久實氏が保存していた白瀬 轟の書簡類は写真複製として国立極地研究所アーカイブ室に残されている。しかし、オリジナル資料は現在、所在不明である）。

戦後初期における国立および大学附置研究所の変遷の概観

有賀暢迪

国立科学博物館理工学研究部

1 はじめに

国立科学博物館では、2016年度から20年度までの5年間（予定）にわたる「総合研究」プロジェクトの一つとして、「我が国における科学技術史資料の保存体制構築に向けた基礎的研究：現存資料の保存状況とその歴史的背景」を実施している。この研究は、国内の代表的な国公立研究機関や大学に遺されている歴史的資料について調査し、今後の組織的な資料保全の指針となるような基礎データの提供を目指すものである。なお、ここでの「歴史的資料」には、文書などの記録資料だけでなく、装置などの実物資料も含まれている。

この調査研究を行っていく上では、基礎資料として、国内における研究機関の変遷についてまとめておく必要がある。本稿ではその一環として、特に戦後初期に注目し、研究機関の数や種類にどのような変化が生じたかを概観する。扱う年代は、主に1950年代末までである。この時期には、戦後日本における科学研究にとって重要な意味を持ったと思われる出来事がいくつかあった。たとえば、GHQによる航空や原子核物理などの研究禁止、日本学術会議の設置（1949年）、共同利用研究所の出現（1950年）である。こうした中で、研究機関全体としてどのような新設や改廃がなされたかは興味あるテーマと言えるだろう。

第2節では、この問題を扱った主要な先行研究の記述をまとめることで、どのような変化が生じたかを概観する。これに対して第3節では、実際の研究機関のリストをもとに、戦後初期における新設・改廃状況を確認する。本稿の関心は研究機関全体として見た場合の変化の傾向にあるため、個々の研究機関がどのような変遷を経たかには原則として立ち入らない。また、ここでは国立の試験研究機関と国立大学の附置研究所のみを取り上げるが、広く研究機関の歴史を考える上では財団法人や企業なども視野に入れる必要があるだろう。それゆえ本稿はあくまでも、研究機関の歴史の予備的検討という性格の報告である。

2 先行研究による整理

戦後初期における研究機関の歴史を記した主な文献としては、まず『日本科学技術史大系』の『通史5』（第一法規出版、1967年）が、第6章「研究機関の窮迫」という章を設けて概観している。この文献では、ドッジ・ライン（1949年）以後の人員整理に焦点が当てられており、科学者・技術者の同時代的な労働問題という問題意識が感じられる。これに対し、『「通史」日本の科学技術』（学陽書房、1995～99年）では、中山茂が「戦争関連学科の整理始末」（1-7章）について、塚原修一が「国立試験研究機関の体制整備」（2-2章）について第三者的観点から論述しており、現時点ではこれらを標準的な歴史記述と見なしてよいと思われる。以下ではこの三つの記述をもとに、研究機関に生じた主な変化について述べる。

2.1 大学附置研究所の改廃

敗戦と連合軍による占領に伴い、大学附置研究所のうち戦時色の濃いものは廃止されることとなった（以下、煩雑になるのを避けるため、大学名は誤解の生じない限り略称で記す）。具体的には、まず1946年1月10日の勅令6により、東大の航空研究所、名大の航空医学研究所、九大の活材工学研究所が廃止された。ただし、このうち航空研と航空医学研については、新設された理工学研究所と環境医学研究所が事実上の後継機関となった。

次いで、3月22日の勅令155によって、いくつかの研究所の改編が行われた。たとえば、東大の南方自然科学研究所は立地自然科学研究所に改められたが、これは後に廃止された。このほか、東工大の電子工学研究所が電気科学研究所に、長崎医大の大東亜風土病研究所が風土病研究所に改められるなどの変化があった。

中山によれば、大学附置研究所は学部などと比べて新設が相対的に容易であったために、戦時中に作られた軍事志向のものが多くあった。上述の改廃はそうした機関の戦後処理と言うべきものであり、「1946年4月には、戦時中に設立された帝大附置研究所の改組は一応終わった」とされる。1949年に東大第二工学部をもとにして生産技術研究所が設立されたのが、戦争関連制度の改編の最後とされている。

2.2 鉄道技術研究所の戦後処理

1940年代後半には国立の研究機関でも戦後処理と言うべき動きがあったが、先行研究において特筆されているのは鉄道技術研究所の事例である。この研究所が注目されてきたのは、廃止された中央航空研究所などの施設・人員の受け皿となったためであった。1945年12月にそれらが移管されたことにより、研究所の規模は大きく膨れ上がった。

しかし、1948年12月に日本国有鉄道法が成立すると、鉄道技術研究所はそれまでの運輸省所管から公共企業体である日本国有鉄道（国鉄）の所管に変わり、狭義の国立研究機関ではなくなった。ここで生じたのが大規模な人員整理、すなわち科学者・技術者の大量解雇という事態であり、これはさらに研究所そのものの存続問題へと発展した。政府は1946年6月、新設されたばかりの日本学術会議に対して「研究所の在り方について」の諮問を行い、この答申を受けて研究所は存続することになった。

2.3 国立試験研究機関の再編

1950年代になると、国の研究機関ではさまざまな再編が進められた。塚原の整理によれば、この再編は省庁により、かなり異なる形態を取っていた。

商工省（のち通産省）では、1948年8月に設置された工業技術庁（52年8月からは工業技術院）が上位組織となって、省の傘下にあった全国の試験研究所の整備統合が行われた（52年4月）。たとえば、このとき設立された名古屋工業技術試験所は、それまでの機械試験所名古屋支所と東京工業試験所名古屋支所に陶磁器試験所を加えた3機関の統合によって生まれた研究機関であった。

これに対し、農林省でも試験研究機関の再編が行われたが（1950年4月）、これは分野ごとに存在していた機関（茶業試験場、蚕業試験場など）を中央の農業技術試験所と7箇所の地域農業試験場とに編成し直すものであった（ただし61年には専門機関を再び設置している）。また、一種の司

令塔として農林水産技術会議が設置されたが（56年6月）、これは工業技術庁（院）のような外局ではなく、企画調整機関として内局に置かれた。

1956年に設置された科学技術庁では、状況がまた異なっていた。すなわち同庁の場合は、特殊法人である日本原子力研究所（1956年設立）をはじめとして、「国家的課題に対応する試験研究機関や、省庁間で競合するような試験研究機関」が傘下に置かれたのである。そうした機関とは具体的には、航空技術研究所（1955年）、金属材料技術研究所（1956年）、放射線医学総合研究所（1957年）のことであり、特殊法人として再出発した理化学研究所（1958年）も科学技術庁の所管となった。

塚原によれば、1950年代における各省庁での体制整備には、全体として三つの特徴が指摘できるという。すなわち、試験研究機関の規模拡大、試験・検定業務と研究業務の分離、総合的一元的な試験研究体制の確立である。ただし、これらは上記の商工省・農林省・科学技術庁にはある程度当てはまるものの、ほかの省庁についても同様とは必ずしも言えない。総合的管理体制という特徴について言えば、厚生省ではそうした体制は70年代まで確立しなかったし、その他の省庁では機関が少数であるなどの理由から、総合的管理の要請はそもそも強くなかったと推察されている。

3 資料による概観

本節では、ここまで概観してきたような研究機関の変化について、実際の研究機関のリストを基にして検証したい。このために利用できると思われるのが、文部省の発行した『全国研究機関通覧』という資料である。本資料は、筆者の把握している限りでは、国立国会図書館にのみ次の6つの版が所蔵されている。

- ・昭和24年版（昭和23年1月1日現在） 1948年12月発行
- ・昭和26年版（昭和25年4月1日現在） 1951年1月発行
- ・昭和30年版（昭和28年4月1日現在） 1955年3月発行
- ・昭和33年版（昭和32年4月1日現在） 1958年3月発行
- ・昭和35年版（昭和34年4月1日現在） 1960年10月発行
- ・昭和38年版（昭和36年4月1日現在） 1963年1月発行

これらを通覧すると、1948（昭和23）年から1961（昭和36）年にかけての研究機関の変遷を追うことができる。ただし、版によって情報源が多少異なる点には注意する必要があるだろう。すなわち、最初の二つの版は各機関が主務大臣に提出する「研究半年報」（GHQ指令に基づくもの）に依拠しており、対象は自然科学・技術のみであったが、その後の四つの版は総理府統計局による「研究機関基本統計調査」（昭和28年より）や「科学技術研究調査」（昭和35年より）を基に作成され、人文社会科学も含んでいる。ここでは、『全国研究機関通覧』のうち最初（昭和24年版）と最後（昭和38年版）を材料とし、省庁直轄研究所と大学附置研究所について、二つの版の異同を見ていくことにする（対象とする機関は自然科学・技術系に限定する）。

3.1 省庁直轄研究機関

最初に、『全国研究機関通覧』に掲載されている省庁直轄研究機関の数を比較しよう。数の多い順に並べると、昭和24年版では農林省80件、運輸省22件、商工省12件、大蔵省11件、文部省5件、厚生省4件、その他6件で、合計は140件である。これに対して昭和38年版では、農林省・林

野庁・水産庁 12 件、通産省（工業技術院）12 件、厚生省 6 件、運輸省・気象庁 5 件、文部省 4 件、科学技術庁 3 件、大蔵省・国税庁 3 件、その他 12 件で、合計 59 件となっている。

昭和 24 年版で農林省の数が突出しているのは、全国の農事試験場や農事改良実験所などが 1 箇所ずつ計上されているためである。同様に、運輸省の件数の大部分は各地の气象台が占めている。これらが 1950 年代を通じて再編されたことが、試験研究機関の合計件数を見かけ上、大きく減らす要因となっている。なお大蔵省については、各地の煙草試験場などを所管していた専売局が公共企業体の日本専売公社となったことで、省庁直轄の試験研究機関数としては減少している。

具体的にどのような研究機関が新設・改廃されたのか、いくつかの省庁について見てみることにしよう。たとえば文部省の場合、昭和 24 年版で掲載されていたのは、東京科学博物館、統計数理研究所、緯度観測所、測地学委員会三鷹国際報時所、電波物理研究所の 5 件であった。昭和 38 年版になると、最初の三つは存続しているが（ただし東京科学博物館は国立科学博物館と改称）、あとの二つは他機関との合併などで無くなっている。その一方で、国立遺伝学研究所が新たに設立されて、合計は 4 件となった。

商工省（通産省）の場合には、昭和 24 年版と 38 年版で件数こそ変わっていないものの、中身については名称変更も含めて違いがある。すなわち、昭和 24 年版の掲載機関は、地下資源探査所、機械試験所、中央度量衡検定所、札幌石炭坑爆発予防試験所、直方石炭抗爆発予防試験所、東京工業試験所、大阪工業試験所、燃料研究所、陶磁器試験所、発酵研究所、繊維工業試験所、工芸指導所であったが、昭和 38 年版では、地質調査所、機械試験所、中央計量検定所、電気試験所、資源技術研究所、東京工業試験所、大阪工業技術試験所、名古屋工業技術試験所、発酵研究所、繊維工業試験所、産業工芸試験所、北海道工業開発試験所となった。前節で述べたように、これらはすべて工業技術院の下に置かれていた。

最後に、先行研究でほとんど触れられていない厚生省の例を挙げておこう。昭和 24 年版に掲載されていたのは、予防衛生研究所、栄養研究所、東京衛生試験所、人口問題研究所の 4 件であった。昭和 38 年版では、国立予防衛生研究所、国立栄養研究所、国立衛生試験所、国立公衆衛生院、国立精神衛生研究所、国立らい研究所の 6 件となっており、すべてに「国立」と付いているのが特徴的である。

3.2 国立大学附置研究所

次に、同じく『全国研究機関通覧』に基づき、国立大学の附置研究所を概観しよう。昭和 24 年版に掲載されている附置研の総数が 43 件であるのに対し、昭和 38 年版では 51 件であり、数の上では 8 件増えている。変化の内訳を主要な大学別に見ると、北大 3→4、東北大 9→8、東大 6→9、名大 1→2、京大 5→8、阪大 3→4、九大 4→3、東工大 6→3、その他 6→10 となっており、附置研の増えた大学と減った大学の両方あることが分かる。

東京大学の場合について、附置研究所の相違を具体的に見てみると、昭和 24 年版に掲載されている 6 件のうち地震研究所、東京天文台、伝染病研究所はそのまま存続している。終戦直後に「戦争関連学科の後始末」の一環で設立された理工学研究所は昭和 38 年版までに航空研究所に改組され、立地自然科学研究所は廃止された。以上のほかに昭和 24 年版に掲載されていた附置研としては放射線化学研究所があるが、これも昭和 38 年版では無くなっている。逆に、昭和 38 年版で現れた新し

い研究所は、生産技術研究所、宇宙線観測所、原子核研究所、物性研究所、応用微生物研究所であり、物理学関連の機関が多く見られる。

その他の旧帝大の附置研究所については、二つの版のあいだで変化のあった機関についてのみ記しておこう。この期間に廃止または再編されたものには、東北大学の硝子研究所、阪大の音響科学研究所、九大の弾性工学研究所と流体工学研究所、九大の木材研究所があった。逆に新設された研究所の例としては、東京教育大学の光学研究所や、岡山大学の農業生物研究所を挙げることができる。

4 おわりに

第2節で述べた先行研究の記述と、第3節で取り上げた『全国研究機関通覧』の情報を比較すると、一部の研究機関については従来あまり注目されていなかったことが分かる。たとえば、厚生省所管の研究機関や、旧帝大以外の国立大学の附置研究所である。また、敗戦直後から1950年代末までの時期には省庁直轄研究機関でも国立大学附置研究所でもかなりの再編が行われていたが、廃止された研究機関の数はそれほど多くない。その意味では、研究機関の廃止についてだけでなく、存続した研究機関でこの時期に何が起こっていたかを検討する価値があると思われる。また、戦後初期という時代状況の中で新設された研究所も少なくないが、それらの設立の背景や経緯については個別に検証していく必要があるだろう。そうした研究を進めていく上でも、各研究機関における資料の保全が急務であることは言うまでもない。

核融合科学関係者名の基準一覧の作成

アーカイブ資料管理へ活用可能な研究者人名典拠データ蓄積に向けて

五島敏芳，戸田健太郎
京都大学総合博物館

(要約)

すでに核融合科学分野形成期の「核融合（反応）懇談会」名簿類からの入力データの有用性は明らかとなったが，会員増減による関係者範囲の時期的変化の可能性については検証に至っていない。そこで既存入力データの一つに近い1979年「核融合懇談会会員名簿」等を入力・対照し，加えて同会発行誌「核融合研究」著者名とも比較した。その結果，核融合懇談会の画期を考慮する必要があるものの近い時期の名簿間でも変化が大きいことがわかり，なるべく連続的に名簿入力し人名把握する必要を確認した。

はじめに

本報は，核融合科学に関わった研究者や研究グループ等の情報，いわば核融合科学関係人名辞典の蓄積・整備の手法を明らかにする研究[1]の階段の一つである。

日本の核融合科学に関わった研究者・研究グループ・組織等の情報は，その範囲が自明ではなく，過去に遡及して入力された電子データが存在しない。現在情報であれば学術情報データベース，とくに研究者検索[2]を用いて，たとえばキーワード「核融合」の検索結果から研究者の範囲を把握できるかもしれないが，日本の核融合科学分野形成期といえる1957年までは遡らない[3]。このようにオンラインの学術情報データベースや典拠データ提供サービスから自動的に抽出することは困難な状況にある。

そこで，核融合科学研究所核融合アーカイブ室に残る1957年「核融合反応懇談会名簿」[4]，1981年「核融合懇談会会員名簿」[5]を入力し，あわせて「研究者・研究課題総覧（1979年版）自然科学編」のうち「プラズマ理工学」分[6]をも入力して，比較・検討した。その結果，典拠データ蓄積のための素材としての妥当性と既存オンラインデータの限界を確認できた[7]。

一次資料の名簿と公刊された文献にもとづき核融合科学関係者名の文字列データを得たことは，大きな成果といえるが，その文字列データは元となる名簿の作成時固有の特質を配慮していない。たとえば，ほんらい会員の入退会による増減や会員でいる期間は反映されていない。このため，名簿と文献の，また各名簿との間の厳密な対応関係，会員構成（関係者の範囲）の時期的変化は，課題として残っていた。

以上から本報では，既存入力データの一つに近い1979年「核融合懇談会会員名簿」を入力・対照し，加えて同会発行誌「核融合研究」著者名とも比較を試みる。

核融合科学関係者の範囲

核融合科学は，既存分野に比べて若く，既存分野の研究者たちの参加により進められてきたことから，分野形成前後の関係者の範囲を定めづらい。他方，核融合科学に関わる研究機関を把握してその構成員を関係者とする企業の関係者が欠ける，核融合関係の公表された

学術論文の著者を関係者とする著者以外を把握できない、という問題がある。このため、核融合研究のコミュニティ、具体的には現在の「プラズマ・核融合学会」やその前身「核融合懇談会」等に注目した。

1 「典拠データ」再考

図書館世界において典拠データは、「標目」を制御するため、標目の別表記や同義語、標目として選んだ根拠などをまとめて記録したもの、とされる[8]。標目とは、目録規則により規定される書誌レコードへのアクセス・ポイントの形で、アクセス・ポイントとは、書誌レコードを探索し識別することのできる名称、用語、コードなどを指す[9][10][11]。

典拠データは、(1)典拠種別、(2)標目、(3)を見よ参照(別名)、(4)出典、を基本の要素とし、アーカイブズの世界では、(5)履歴、(6)アーカイブ資料とのリンクおよび関係性、(7)関連する文献とのリンクおよび関係性、(8)関連する外部リンク、(9)関連する団体・個人・家および関係性、(10)パーマリンクや識別子、(11)関連する主題・職業・場所、を加えることができる。

アーカイブ資料管理における典拠データの実際

図書館世界の充実した典拠データ提供サービス[12]からは、図書の著者や伝記の対象となるような著名な個人・団体であれば前掲(1)～(11)すべてそろえるほど詳しい典拠データも含まれよう。

しかし、アーカイブ資料管理において、あらかじめ前掲(1)～(11)すべて揃っている状況はありえない。アーカイブ資料管理の初期的段階、調査の開始時点で入手できそうな情報は、(2)か(3)のどれかの値で、調査が進んでいくうちに(5)～(7)・(9)・(11)のそれぞれ一部が入手でき、ここではじめて(1)がわかることもあるかもしれない。

アーカイブ資料管理の進展した段階、一定の資料を調査し終えて記述や検索手段を作成する時点か、そうした経験を経た後なら、アーカイブ資料管理に固有な(たとえば「図書の著者や伝記の対象」以外の)典拠データの蓄積があろう。それでも別の資料の調査へ着手したとき、ふたたびその資料固有の典拠データ作成に直面し、アーカイブ資料管理の進行にともない(データ内容の異なる)整備作業が繰り返されるにちがいない。

アーカイブズの典拠データは、アーカイブ資料管理の過程を経るにつれ情報量が増える特徴を持つ、といえる。後に典拠データを有効に機能させたいとかがえるなら、それぞれの資料やその内容に意識が集中しがちな資料調査時に、個別には少ない情報量ながら(2)・(3)の把握とその整理に注意を向けなければならない。

研究(者)資料の典拠データの情報源

研究(者)資料の調査、整理において、典拠データの情報源となりそうな具体例をあげておく。

対象資料の出所や作成者、関係者がわかっているならば、それら関係者等の登場する関連文献(学術論文、学会発表記録、図書等)が最初の手がかりとなる。これにより研究成果をだれが・いつ・どこで・どのように公表したか、前掲(5)と(7)の一部を把握でき、共著・共同発表・協力等の複数の研究者や研究グループ等が関係していれば(9)の一部を把握できる。関連文献の内容からは、(11)の研究の内容、主題を把握できる。また、関連文献では、研究者の所属や研究グループの所在等を照会先として記すことがあり、研究の場所すなわち(11)の一部を入手できる。判明した情報を総合または分析すれば(9)の関係性に、出身研究室や師弟関係といった研究の背景の情報を見出せるかもしれない。

このように公開情報からクロッキー的に描かれた(5)をもとに、各資料の作成者や日付、資料内

容に留意していくと、典拠データの情報は豊富になると予想できる。

2 情報源の調査とその内容

公刊・市販されていない名簿の情報は非公開（内部情報）となるが、学術研究を目的とする学協会等の名簿類はその内容によりアクセス可能な状態にある（資料として公開されている）ことがある。そのため核融合科学の学協会等の名簿は、公開資料の可能性はある。

核融合科学の学協会としては、既掲のとおり「核融合懇談会」を取り上げることにした。はたして同会会員名簿は、核融合科学研究所核融合アーカイブ室の収蔵資料として公開されている分があった。

核融合科学研究所核融合アーカイブ室収蔵核融合懇談会会員名簿類の状況

核融合アーカイブ室の資料目録からは、7つのコレクションに21件の核融合懇談会会員名簿類を見出せる。資料の時期は、年単位にして1957年、1971年、1973年、1974年、1976年、1977年、1978年、1979年、1980年、1981年、1982年、1983年である（1957年のみ核融合反応懇談会名簿）[13]。同じ年の名簿が複数あるため資料の件数と一致しない。なお、1983年まで数年分が連続的に残っているのは、核融合懇談会をもとにして1983年にプラズマ・核融合学会が発足したことと関係するとおもわれる。

資料実物は、1957年は手書き・孔版、その他は和文タイプで、文字列データとするには目視・入力の手作業によるほかない[14]。このうち1957年、1981年が入力済みであることは先にふれたとおりで、新たに1979年分を入力した[15]。

出版物や学術情報データベースの状況

その他の情報源として、出版物では先に入力済みとした「研究者・研究課題総覧（1979年版）自然科学編」のうち「プラズマ理工学」分、学術情報データベースでは国立情報学研究所学術コンテンツサービスをあげる。後者は、具体的には「KAKEN：科学研究費助成事業データベース」の「研究者をさがす」（注[2]既掲）、「CiNii Articles」[16]である。

「研究者・研究課題総覧（1979年版）自然科学編」の「プラズマ理工学」分の研究者は422名を数えた。このうち「を見よ」参照による複出（ほんらいは別の分野の研究者）は150名で、理学・工学・医学・複合領域の28分野におよぶ。

「KAKEN」の「研究者をさがす」では、詳細検索で「審査区分/研究分野」欄への参照から「核融合」の語で見つかった1993年以降に7つの審査区分等を検索条件として、913件が検索結果として示される。ただ、研究課題の研究期間の上限は1980年を遡らない。

「CiNii Articles」では、刊行物名「核融合研究」による検索結果で4199件（1958～1992年）を得る。なお、「核融合研究」誌は1992年より誌名を変更する。

「核融合懇談会会員名簿」構成要素

核融合懇談会会員名簿は、ふつう想起する名簿からは情報が限られ、たとえば連絡先の住所や電話番号は載っていない。冒頭に「核融合懇談会会員名簿」のタイトルがあり、その下行右寄せに名簿作成または発行の(a)日付（年月日）が記され、その下に作成・発行主体として(b)「常任委員会」とある。この後、名簿本文が続く、ほぼ3段組みで、つぎのような構成をとる（{ }内が値として変化）。

□

{(c)所属}

{(d)氏} {(e)名} {(f)職名等}

{(d)氏} {(e)名} {(f)職名等}

□

合計 {(g)会員数}名

(※印は海外長期滞在外者)

(c)所属ごとにその組織等に所属する(d)(e)氏名と(f)職名が繰り返される。末尾に(g)会員数を集計する。海外長期滞在外者には※印を付すが、その注記の形式は区々である。なお、(c)は、略称で示される(たとえば「北海道大学理学部」は「北大・理」のように)。

この名簿は、先の典拠データの要素に照らすと、つぎのような対応関係を見出せる。(1)が個人の場合、(2)または(3)に(d)(e)が、(9)に(c)や他の(d)(e)が、(11)に(f)が、それぞれ対応する。(9)には核融合懇談会そのもの就中(b)を加えてもよい。(9)の(c)や他の(d)(e)との関係性は(f)により(c)における同僚以上の情報(たとえば同じ講座、研究室といった)が判明するかもしれない。(5)として(a)の時点で(c)に所属し(f)の立場にあったイベントを追加できる。(1)が団体の場合、(3)に(c)が対応し、それが(a)の時点での状態であったイベントは(5)に追加できる。ただ、略称であることが明らかなため、(2)を別途に補わなければならない。

「研究者・研究課題総覧」構成要素

研究者・研究課題総覧では、分野ごとに研究者名が並ぶ。一人の研究者の情報は、つぎのとおり：(ア)人名表示、(イ)人名アルファベット表示、(ウ)生年月日、(エ)現在の所属・職、(オ)最終学歴、(カ)学位、(キ)所属する学協会等、(ク)研究内容・研究課題等、(ケ)原著論文・著書等。なお、(ウ)は()内に西暦年月日(ピリオド区切り)で示され、(オ)～(ケ)の各項目は、それぞれ(歴)(位)(会)(研)(著)の丸囲み字に続けて値が記されている。

前掲の(ア)～(ケ)の要素ごとに一例をあげれば、つぎのとおり[17]。

(ア)早川幸男、(イ)HAYAKAWA, Satio、(ウ)(1923.10.16)、(エ)名大・理・教授、(オ)(歴)東帝大・理・物理、(カ)(位)理博、(キ)(会)(社)日本物理学会、日本地球電気磁気学会、(社)日本天文学会、(ク)(研)X線；極端紫外線、赤外線による宇宙の観測／宇宙の進化；太陽系・星間物質・星・銀河の構造と進化／上層大気微量成分の測定とその成因、(ケ)(著)“Overall Distribution of Infrared Sources in Our Galaxy”. *Astronomy and Astrophysics*. 58(3), (1977). “X-Ray Featured of the North Polar Spur”. *Astrophysical Journal*. 213(3), (1977). “Cosmic-Ray Physics”. *Wily-Interscience*. (1967).

(ア)と核融合懇談会会員名簿の前掲(d)(e)とを対照して同一人物と結び付けることができる。名簿にない情報を追加して豊富化することができる。

3 各データの対照

これまでに情報源となる核融合懇談会会員名簿と研究者・研究課題総覧の状況を把握できた。以下それぞれ、核融合懇談会会員名簿は「{西暦年}名簿」と、研究者・研究課題総覧は「1979年総覧」と略す[18]。

核融合懇談会会員名簿と研究者・研究課題総覧

まず 1979 年名簿・1981 年名簿と 1979 年総覧「プラズマ理工学」分を比較する。それぞれに載る研究者がどれくらい重なるか（対応するか）、名簿時期による違いを見る。

名簿年（記載人数） 職名等大別	1979 年（825 名）		1981 年（931 名）	
	対応	対応せず	対応	対応せず
大学，高専等	275	311	286	371
技術職		39		44
研究所，民間		139	1	151
管理職等その他		61	5	73

上の表は、1979 年総覧「プラズマ理工学」分 422 名に対して、各年名簿掲載が「対応」したか否かを示した。(f)の職名等から「大学，高専等」に分類されない者が対応しないことは、1979 年総覧が文部省学術国際局監修という性格から理解できる。ただ、同大別へ分類される者でも対応しない者が多いのは、「プラズマ理工学」以外の分野に出現する（分野違い）を推測させる。

また、各名簿は 3 年の時期的相違しかないが、名簿掲載者に 106 名の増加があり、対応する者よりも多くの対応しない者が見られる。対応しない者の増加の理由が、たんに会員増にもとめられるか判断しづらいが、3 年でも大きく変化する場合は指摘できる。

核融合懇談会会員名簿と KAKEN「研究者をさがす」検索結果

つぎに 1979 年名簿 825 名と KAKEN「研究者をさがす」検索結果 913 名との対応を見る。

大別 職名等 (1979 年時)	大学，高専等							研究所	技術職	在外
	教授	助教授	講師	助手	学術奨励研究員	D.C.・研究生	教務員	研究員	技官・技師	-
計 109	5	20	3	37	2	22	1	13	4	2

上の表のとおり、109 件しか対応せず、職名等の分布から推して、多くが 1979 年当時の若手研究者といえる。これは、KAKEN「研究者をさがす」検索結果の収録データの時期的偏り（多くが現在の情報）から予想できた。

核融合懇談会会員名簿相互

1979 年名簿 825 名と 1981 年名簿 931 名との対応を見る。

1979 年名簿にだけ出現する者は 25 名であった。内訳はつぎのとおり。

大別 職名等 (1979 年時)	大学，高専等							研究所	技術職	在外
	教授	助教授	講師	助手	学術奨励研究員	D.C.・研究生	教務員	研究員	技官・技師	-
計 25	9			3			5	7	1	

便宜的に、学長 1 名は教授へ含め、研究所・企業の部長 1 名・主任研究員 1 名は研究員へ

含めた。このほか団体扱い1名が存在する（上表から除いた）。若手研究者と推測される職名等の人数は比較的になく、役職者も見られたことから退職・退会を推測できる。

1981年名簿にだけ出現する者は132名であった。内訳はつぎのとおり。

大別 職名等 (1981年時)	大学、高専等							研究所	技術職	在外
	教授	助教授	講師	助手	学術奨励 研究員	D.C.・ 研究生	教務員	研究員	技官・ 技師	-
計 132	12	14	9	34	1	35	1	14	10	2

便宜的に、研究所・企業の主任研究官1名・主任研究員1名・社員1名は研究員へ含め、技術補佐員2名は技官・技師へ含めた。在外のうち1名は講師である。職名等に偏差がなく、所属等じたいの増加をうかがえる。

先に兩名簿を1979年総覧と比べてわかった「3年でも大きく変化する」ことは、ここでも確認できた。なお、はじめに見た1979年名簿にだけ出現する分は、1981年名簿での減分にあたり、当然1981年名簿からだけではその存在を把握できない。この名簿は、各時点の現在情報でしかない特徴がある（仮に退会者情報があってもその時点に限られよう）。

核融合懇談会会員数・所属件数の変化（抄）

いま確認している核融合反応懇談会名簿・核融合懇談会会員名簿から、会員数とその所属の数をまとめると、つぎの表のとおり。

	1957年	1960年代	1973年	1979年	1981年	1982年	1983年
会員数	(97)	?	572	825	931	1050	1100
所属件数	(62)	?	149	199	228	(未)	(未)

核融合反応懇談会名簿を元にした1957年は、参考値のため()で括り、同名簿の「研究者・個人」分の件数を会員数欄へ、「所属」「学会」「共同利用研究所」「研究者組織」の合計（重複分除く）を所属件数欄へ、それぞれ示した。「(未)」とあるのは集計未了である。

会員数の変化は、核融合懇談会かプラズマ・核融合学会の周年事業の時点で集計がある[19]とおもいますが、およそ未見であり、今後調査を進めたい。それでも任意団体から学会へ移行する転機である1983年まで、会員数が増加していく傾向があり、その中の2つの時点の状況として、前項までの様相を位置づけることは可能である。

核融合懇談会会員名簿（1979年）と「核融合研究」誌記事著者

この比較は、不十分で、1979年名簿に対してのみおこなった（別表）。既掲CiNii Articlesより得た記事データ4199件から1695名の著者を抽出した。このうち1979年名簿と対応する者は546名であった。

1979年名簿人名対応者の「核融合研究」誌面での活動状況として、1958年以後5年ごとに各期間（刊行年範囲）における初めて出現した者の数（初出人数）と最後に出現した者の数（最終人数）の分布を見ると、つぎのとおりであった。1979年を含む5年間で初出人数・最終人数ともに多い。そのつぎの刊行年範囲1980年～1983年に、最終人数が最も多い。刊行開

始の刊行年範囲 1958 年・1959 年は初出人数・最終人数とも少ないが、そのつぎの刊行年範囲 1960 年～1964 年は初出人数が 2 番目に多い。1979 年より 15 年まで遡った範囲が、1979 年名簿収録者の「核融合研究」誌面での活性度が高かった、といえる。

1979 年名簿人名対応者の誌面出現回数も見ると、出現した人数（出現者数）の多い出現回数は 10 回未満で、その者たちの誌面への最初の出現時期と最後の出現時期の年数の平均（平均執筆関与期間）は約 12 年を越えない。出現回数の多さと出現者数は反比例関係にあり、出現回数の多い者の平均執筆関与期間は 23 年弱で、1979 年を起点に遡ったときの刊行年範囲の分布と対応するよう見える。

4 考察

核融合懇談会会員名簿は、構成要素からみれば、他の関連情報と結び付けることで豊富な内容の典拠データとなることを確かめた。この可能性と核融合科学関係者の範囲を示す前提的特徴から基礎的情報、すなわち〈基準一覧〉といえる。

いま核融合懇談会会員名簿そのものの検討は 2 年分にとどまっているが、それらと他の関連情報とを比べて検討すると、核融合懇談会会員名簿だけでも豊富な内容を典拠データへ反映させる可能性をうかがえた。ただ、2 年分だけではなく、連続的に（できれば 1 年単位の濃密さで）把握してこそ得られる可能性ともいえる。ピンポイントの年だけでは、増減分を把握しづらく、長い間隔の年だと、短い間隔に生じた変化を把握しづらい。

一方ここで取り上げた「他の関連情報」、出版物や学術情報データベースの情報は、核融合懇談会会員名簿と重なり合う範囲に限界があることも再確認した。研究者情報は、およそ文部省管下機関に限られ、オンライン情報は 1980 年代以降の収録のため 1970 年代以前の名簿情報と重ならない。もっとも研究者・研究課題総覧は、「プラズマ理工学」に限らず名簿掲載名をもとに各分野を博捜する必要がある。紙媒体の研究者情報関係文献（1979 年以降の各年版）や、学術論文のオンライン文献情報により補うこともできる。他の関連情報それぞれの特性をふまえたうえで、内容の充実を目指す必要がある。

ここでの検討は研究者個人に偏ったが、ほんらい研究グループや組織も抽出した基準一覧がもとめられる。核融合懇談会会員名簿から組織の情報源として期待した所属は略称しかなく、当時の正式の名称を調べて追加しなければならない。これまでの検討の過程で、他の関連情報から補う可能性に留意してはいたが、意外にハードルが高いかもしれない。たとえば文献情報に含まれる著者所属は、大学名の略称だけとなって学部等の細かい所属は省略されてしまうことがある。1957 年以降 1980 年代に限っても、組織の改廃が容易に推測でき、現存組織との継承関係を含めて明らかにしようとしたとき、組織・機関等の年史類にあたるか、各種文献への偶然的出現を記録していくか、想起できる方法は多くないようおもわれる。

おわりに

限られた素材しかないことから、本報で解決を目指した課題はなお不十分なままとなったが、限られた素材の範囲での検討と位置づけは果たした。以下、残る課題を記す。

まず核融合懇談会会員名簿の入力データの充実をあげる。とくに 1958 年～1970 年で連続的に把握する必要がある。たとえば、研究者の生没年がわからなくても入会から退会までの会員期間から会における研究活動期間を明らかにでき、また研究者の所属の変化や継続期間も明らかにできる。

そのうえで研究者・研究課題総覧からの補充の必要も繰り返しておく。同総覧に含まれる情報のうち、生年は研究活動期間の範囲推定の基礎となり、最終学歴は出身研究室を推測する手がかりとなる。文献情報からは共著や研究テーマ等による関係性しか観察できないが、その関係性の説明の一つとなるかもしれない。

文献情報からの補充も大きな可能性をもつ。その学術雑誌への執筆による研究貢献期間・頻度だけでなく、本報では尽くせなかった共著関係・強度・頻度などを典拠データへ反映できれば、その関係性からの検索が実現する。核融合懇談会発行誌「核融合研究」やその後継誌のほか、関連他誌、国際誌が対象となる。たとえば、核融合懇談会会員名簿の人名から文献情報のオンラインデータベースから抽出する方法がかんがえられる。ただ、研究者・研究課題総覧から得られるような人名アルファベット表示が必須で、氏名順序入れ替え、名の頭文字化などの変形記載も用意しなければならない。

そして、中心的役割を果たした機関・組織の年史類から得られる情報、たとえば構成員名簿（客員、委員も含む）、共同研究参加者等などの整備も、もとめられる。その機関等の単位で、人名・グループの一覧を作成すれば、基準一覧の一つを構成することになろう。目視入力中心の作業が予想され未着手だが、周年記念行事や年史編纂等の整備の機会に期待したい。

注)

[1] 自然科学研究機構核融合科学研究所共同研究（一般）「核融合アーカイブズに関する共同研究」、研究課題「日本の核融合科学に関わった個人・グループ・組織等の情報の蓄積と典拠データ化の試行」（研究代表者：五島敏芳，課題コード：NIFS17KVXV014，2017-2018年度）。いま研究協力者は、つぎのとおり（敬称略・順不同）：久保伸（所内世話人）、難波忠清，松岡啓介，井口春和，遠藤満子，高岩義信，菊谷英司，柳生修二，中村優子，鈴木さとみ，戸田健太郎，有賀暢迪。

[2] 国立情報学研究所．“研究者をさがす”．KAKEN：科学研究費助成事業データベース．<https://nrid.nii.ac.jp/>（参照 2019-01）

[3] 注[2]では、1964年よりも前の研究課題の情報は収録がなく、たんに開始年度1964年から1970年までを指定したときの検索結果は、わずか11人の研究者である。

[4] 「核融合反応懇談会名簿」（1957年）．早川幸男氏資料（核融合科学研究所核融合アーカイブ室），301-04-22.

[5] 「核融合懇談会会員名簿 1981年2月2日 常任委員会」．飯吉厚夫氏資料（核融合科学研究所核融合アーカイブ室），349-06.

[6] 「8.0.1 プラズマ理工学」．研究者・研究課題総覧（1979年版）自然科学編（全5巻）．文部省学術国際局[監修]，日本学術振興会[編]．東京，日本学術振興会，1980年，p.4105-4125，（研究者・研究課題総覧，複合領域・索引）．

[7] 五島敏芳．“核融合科学の分野形成期の関係者名一覧：核融合（反応）懇談会名簿と研究者・研究課題総覧の比較”．2018年度第1回自然科学系アーカイブズ研究会要旨集．筑波（国立科学博物館・高エネルギー加速器研究機構），2018-08-08/09，国立科学博物館総合研究「保存戦略」総括班，高エネルギー加速器研究機構史料室．国立科学博物館，2018，p.40-46．（テーマ「アーカイブズに関する自由報告」のうち，2018年8月9日発表．）

[8] 国立国会図書館．“2. 典拠データとは”．Web NDL Authorities について．

<http://id.ndl.go.jp/information/about/>

[9] つぎに示す注[10]の「標目」(p. 196 右段), 「アクセス・ポイント」(p. 2 右段)の各説明, また注[11]の関係する説明を参照。

[10] Heartsill Young[編]; 丸山昭二郎, 高鷲忠美, 坂本博[監訳]. ALA 図書館情報学辞典. 東京, 丸善株式会社, 1988 年, xv, 328p.

[11] Robert H. Burger[著]; 松井幸子, 内藤衛亮[共訳]. データベースの典拠作業. 東京, 丸善株式会社, 1987 年, xv, 168p.

[12] 国際的集約を実現している「VIAF: バーチャル国際典拠ファイル」(<https://viaf.org>) をあげるだけで十分であろう。

[13] 核融合反応懇談会と核融合懇談会は, 性格を異にするが, いずれの構成員も核融合科学の関係者(個人, 団体等)というてんで同じに扱うことができる。

[14] OCR も試しているが, 紙面や組みから誤りが多く生じ, それを校正するより, 入力するほうが間違いを生じないとおもわれた。

[15] 「核融合懇談会会員名簿」(1979 年). 核融合文書(提供者不詳)(核融合科学研究所核融合アーカイブ室), 180-41.

[16] 国立情報学研究所. CiNii Articles: 日本の論文をさがす. <https://ci.nii.ac.jp/>

[17] 「4.1.1 天文学」のうち. 研究者・研究課題総覧(1979 年版)自然科学編(全 5 巻). 文部省学術国際局[監修], 日本学術振興会[編]. 東京, 日本学術振興会, 1980 年, p. 181(3 段目), (研究者・研究課題総覧, 理学).

[18] 本文ではふれなかったが, 「研究者・研究課題総覧」も, 1979 年の後, 各編 1981 年・1983 年に補遺版, 1984 年版, 1990 年版と刊行されていく†。1991 年以後は同一書ではないが, 1996 年版もある‡。1998 年には 1996 年版の CD-ROM 版もあったらしい(実物未確認; CD-ROM 版は入力せずに活用できるか)。比較的に現在に近いほど収載情報は注[2]と重なる可能性が高い。

† <https://ci.nii.ac.jp/ncid/BN00806621> ‡ <https://ci.nii.ac.jp/ncid/BN15898248>

[19] たとえば, 「核融合研究」Vol. 43/別冊その 5 の 78 ページにはグラフで「核融合懇談会会員数の変遷」がある。グラフだけで正確な数字はわからないが, 1959 年時点で 300 名以上の会員数があるように見え, いま不明とした 1960 年代も 300 名前後~400 名以上の変化を確認できる。

本稿は, 2018 年度第 2 回自然科学系アーカイブズ研究会(2019-01-23, 土岐)における同題口頭発表を要約・加筆修正したものである。

我が国の核融合研究黎明期における研究者の活動史研究

雨宮高久

日本大学理工学部物理学科

科学史研究室

1 はじめに

本研究課題に関する調査・研究は、自然科学研究機構核融合科学研究所の核融合アーカイブズに関する共同研究として、2017年度より開始した。

日本大学理工学部物理学科科学史研究室では、核融合科学研究所核融合アーカイブ室等との共同研究を通じて、我が国における核融合研究開発の歴史を調査してきた。これまでの共同研究採択課題では、核融合分野における国際交流・国際会議の変遷や、1950年代から1960年代までの核融合研究黎明期の歴史といったように、調査対象や年代を絞って歴史調査を行ってきた。ただし、大前提ではあるが、プラズマ・核融合研究に従事したのは個々の研究者である。研究者の考え方や取り組みが日本の研究開発を推し進めてきたのであり、これまで以上に研究者個人の動向にしぼって、プラズマ・核融合研究開発史を調査する必要性がこれまでの共同研究からの帰結として導かれた。

そこで、本共同研究では核融合研究黎明期に活躍した研究者に焦点をあて、核融合科学研究所核融合アーカイブ室や高エネルギー加速器研究機構 KEK 史料室、国立国会図書館支部日本学術会議図書館、名古屋大学坂田記念史料室等のアーカイブ機関所蔵史料を活用することで、既存の通史における史実評価を行い、日本における核融合研究黎明期の詳細を明らかにすることを目的とする。

2 共同研究の成果：2018年度第2回自然科学系アーカイブズ研究会での報告事項（概要）

2018年度第2回自然科学系アーカイブズ研究会で報告した核融合研究開発黎明期の歴史調査の結果については、論文や学会発表、核融合科学研究所共同研究報告書にて詳細を記載する関係で、本稿では発表内容の概要のみを記載し、根拠となる文献史料に関する情報も核融合アーカイブ室所蔵史料に限定することとする。

2-1. 核融合反応懇談会と核融合懇談会

日本での核融合研究のはじまりに際して、2つの「懇談会」の存在が指摘されてきている。ひとつが原子力委員会委員であった湯川秀樹の尽力によって、原子力委員会と科学技術庁原子力局の世話のもとに創設された「核融合反応懇談会」である。この核融合反応懇談会は1957年2月に第1回目の会合¹⁾が開かれた後、1957年10月の第2回会合²⁾が開催され、そこでの基本的対応策に則

って、1958年4月に原子力委員会が核融合専門部会を発足させたということになっている。一方、もうひとつの懇談会が「核融合懇談会」である。核融合懇談会は一般的には1958年2月に旗揚げされた、核融合研究に関心がある人々から構成された任意団体で、現在のプラズマ・核融合学会の前身組織である。

核融合反応懇談会と核融合懇談会の関連性について、これまでの核融合研究史に関する研究で言及された例はほぼ見かけない。しかし、核融合アーカイブ室に所蔵されている史料群からは、両者にはそれなりの関係がうかがえ、「核融合懇談会」は「核融合反応懇談会が湯川秀樹などの研究者の意志に基づいて原子力局の世話から独立したもの」と評価できる。その根拠として、第2回核融合反応懇談会の議事録とそれ以降に湯川が各地の研究者に出した書簡が挙げられる。1957年10月に開催された第2回核融合反応懇談会では、原子力局側が同懇談会を原子力委員会の専門部会として位置づけようとする提案をした際に、湯川と早川幸男が「この会は誰でも参加できるような態勢にしておいた方がよい」として、専門部会化を拒否した^[2]。その後、湯川が出した書簡において、「核融合およびその基礎になるプラズマ物理学等の研究を進めるために、核融合懇談会を組織する」ことが宣言された^[3]。現に、雑誌『核融合研究』に掲載されている諸外国の研究者に宛てた湯川の手紙（1958年6月21日付）において、“We are very happy to inform you of the organization of the Nuclear Fusion Research Group of Japan in autumn 1957, the members of which are those scientists in every field of physics and technology who are interested in the thermo-nuclear reactions. . . .”という一節があり、1957年秋に核融合懇談会が組織されたことがわかる。その後、1958年2月に開催された核融合懇談会の会合^[4]において、「懇談会はどこにも特別に強いつながりを持たず、独立して活動する」、「懇談会は核融合に関係のある研究者の自由な集りで、誰でも参加できる。大学関係の人は科学研究費の総合研究班に参加し、班の費用で会を運営するが、会は班に参加している人もしていない人も含めて一体となって活動する」ことなどが結論され、我が国の核融合研究に関する通史で言われているような「核融合懇談会」の方針がつけられたのであった。

つまり、「核融合反応懇談会」と「核融合懇談会」には関連性が見られ、そこには国家事業として核融合研究を行うことをもくろむ原子力委員会および原子力局と、自分たちで研究を主導したい研究者たちとの対立構造が見て取れる。しかし、科技庁側で懇談会の専門部会化を提案したのは法貴四郎や菊池正士などの研究者であり、おそらくは潤沢に予算がある原子力予算などの科技庁予算を上手く核融合研究に投入することを目指しての行動であったと推察される。その一方で、専門部会化に反対した湯川や早川には、政府主導による研究計画と原子力予算の研究への流入に対するアレルギーがあったと思われる。湯川や早川が所属する素粒子論グループは、当時、「核融合は核分裂と同じ轍を踏ませるわけにはいかない」という考えが強く、この後に起こったA-B計画論争時にも原子力予算の利用に関して反対意見を表明している。結局、原子力局は核融合懇談会の独立を容認し、

その代わりに別途、核融合専門部会を原子力委員会下の専門部会として発足させるのであった。

2-2. 核融合専門部会における「中間派」の役割

事実上、核融合反応懇談会の研究者たちによる独立を認めた原子力局は、原子力委員会の専門部会として、核融合専門部会を組織する。核融合専門部会は、国内での核融合研究計画として、A計画とB計画を立案する。A計画とは「新しい着想の育成と具体化」を目指して、国内での基礎研究の促進と研究者の養成を行うと同時に、国内で発案された「新しい着想」の試作装置を検討する研究グループを形成するという計画である。これに対してB計画は、諸外国である程度の成功を収めていると思われる装置を参考に、国内での「中型装置の建設」を行うというもので、それまでに国内で経験がない装置建設のノウハウを学ぶという意味を持っていた。

核融合研究史において、核融合専門部会が立案したB計画は「装置の規模」や「原子力予算の利用」、無策に「諸外国の追随」をしようとする面で多くの研究者から批判を受けたとされ、それが「A-B計画論争」、さらにはB計画の先送りにつながったと評価されてきた。しかし、当時非公開とされた核融合専門部会の議事録をみると、核融合専門部会員の過半数がB計画の早期開始に賛成する立場を取っていたことが分かる。例えば、1959年2月20日に開催された第6回核融合専門部会の議事録⁵を見ると、嵯峨根遼吉、本多侃士、山本賢三、湯川の以下のような発言がある：

嵯峨根：35年に是非間に合わせることはやめて36年頃を目標にengineering sideの協力を得たい。私は今がB型のものを作る時機だと考える。原研はお世話をするが、主導権を持つことは出来ない。B計画に対する考えは宮本、岡田両委員に似ています。違いはengineering sideの人に協力していただいて問題点をつかみたい。この点だけでもよいと考える。

本多：良心的に考えるならば早川さんの方に賛成だが、この際ある程度の勇気をもってB型の相当なものを作ることも必要であると考え。大学にそれを作ることは難しいと思う。それに専念できる場所に作らねばならない。装置の使い方は徹底的に調べ上げることが責任の第一だと思う。それを全国的に批判していただく。operateするのは原研なり何なりにしていただいてそのdataを全国的にserviceする。A計画の人には絶えず何かを与えることが出来る。私はこの答申案がよいと思う。

山本：本多委員とほぼ同じである。私の経験ではゼーターらしきものをやって見た。装置は予算の関係で粗末であるが、それでも学ぶところは多かった。34年35年度が予算がつき、3000万円とれてもプラズマ物理の基礎研究が出来るのがやっとならぬ。大学では小型でも数年かかる。結局金と人の問題である。

湯川：根本的には若干違う点もあるが、B計画を一時も早くやらねばならぬ。しかし外国に比べると悲観的である。

ところが、1959年5月15日の第8回核融合専門部会⁶⁾以降、専門部会員の中に「中間派」と呼ばれる派閥が形成されていくことになる。なお、「中間派」という名称は、1959年6月19日付の読売新聞に掲載されたA・B計画論争の記事で初めて見られ、B計画自体には反対しないが、早期実施には慎重な研究者のことを指す。専門部会員で「中間派」が形成されたきっかけは、B計画装置の具体案を検討していた核融合研究委員会（通称「B計画委」）が、装置設計の際に「核融合研究用装置」としての面を意識せず、B計画反対派を説得するに足る装置を提案できなかったことであつたと言える。核融合研究委員会第1次中間報告が出された第8回核融合専門部会⁶⁾では、林忠四郎が「どういう現象をこの装置で研究するかを考えてその上で、型の選定を行うべきではないか」と発言したり、川崎栄一が「目標をはっきりきめてから型をきめるべきではないかと思う」との意見を述べたりしている。その結果、それまでB計画の早期実施に賛成していた部会員の一部が「中間派」となり、1959年8月3日の第10回核融合専門部会⁷⁾で行われた「B計画に要する経費を暫定的に昭和35年度原子力予算に要求することの可否に関する投票」で、賛成と反対がほぼ同数という状況を生んでしまう。1960年度の原子力予算にB計画装置の予算を計上しないとした専門部会長である湯川秀樹の英断の背景には、「中間派」の影響が大きかったことがうかがえる。

3 研究の現状総括と今後の課題

本共同研究を通じて、核融合研究黎明期の歴史調査については「通史」の史実評価に対する再考が順調に行えている。これは核融合アーカイブ室をはじめとするアーカイブ機関の整備と歴史研究への協力が大きいと言える。引き続き、アーカイブ機関を積極的に活用し、史実の発掘・評価を行っていきたいと考えている。

直近の課題としては、日本学術会議核融合特別委員会による名古屋大学プラズマ研究所の創設に向けた動きが挙げられる。名古屋大学プラズマ研究所は核融合科学研究所の前身組織のひとつで、1961年4月に大学付置研究所として創設された。同研究所の創設は核融合特別委員会が取り組んだ最初の大きな課題であり、同委員会の議事録から研究所構想に関する議論の動向は分かるのだが、当時の状況を考えると不自然な点が多い。A・B計画論争の結論として、B計画の先送りという湯川英断が下された当時、各地の大学での基礎研究を育成していくという共通認識が研究者の中にはあった。その中で、研究所を創設するという方針はこれに逆行する。また、日本学術会議では第4部提案の海洋研究所や数理科学研究所、自然研究センターといった研究所創設の構想がさまざまな理由で立ち止まっている状況で、プラズマ・核融合分野の研究所を新設しようとする動きには違和感がある。核融合特別委員会(および核融合懇談会)で研究所構想を持ち出してきたのは、核融合特別委員会の幹事である川崎栄一であった。川崎と核融合特別委員会委員長である伏見康治とのあいだで交わされた書簡が核融合アーカイブ室と日本大学理工学部に残されており、書簡のやり取りを見

ていくことで、研究所構想立案の背景がうかがえる可能性がある。現在は彼らの書簡の調査を行っていて、その結果については今後開催される学会で発表していく予定である。

文献史料

- [1] 「第1回核融合反応懇談会」核融合アーカイブ室史料 (ID:301-04-02).
- [2] 「第2回核融合懇談会議事録」核融合アーカイブ室史料 (ID:301-04-05).
- [3] 「核融合懇談会への呼びかけ (1957) 湯川秀樹」核融合アーカイブ室史料 (ID:301-05-01).
- [4] 「核融合懇談会通信 No. 6 (1958.02.18)」核融合アーカイブ室史料 (ID: 301-13-02).
- [5] 「第6回核融合専門部会議事録」核融合アーカイブ室史料 (ID: 301-01-06).
- [6] 「第8回核融合専門部会議事録」核融合アーカイブ室史料 (ID: 301-01-08).
- [7] 「第10回核融合専門部会議事録」核融合アーカイブ室史料 (ID: 301-01-10).

2018年度第2回自然科学系アーカイブズ研究会 プログラム

テーマ「研究機関のアーカイブズ活動」

日時：2019年1月22日（火） - 23日（水）

場所：自然科学研究機構・核融合科学研究所 研究I期棟402会議室

1月22日（火）13:45～17:15 アーカイブズ講演会

13:45 挨拶：室賀健夫（核融合科学研究所副所長）
趣旨説明（菊谷英司）

13:55 特別講演「日本のアーカイブズ制度 整備のあゆみ」
講演者：高埜 利彦氏（学習院大学文学部・名誉教授）

-----15:25 - 15:45 Coffee break -----

15:45 「大学アーカイブズは大学図書館と連携できるのか？」
講演者：菅 真城氏（大阪大学大学共創機構社会学共創本部）

・質疑応答、討論（司会：久保 伸）

17:15 （初日閉会）

1月23日（水）9:00～15:30 アーカイブズ研究会

9:00

- ・「荒勝文策の足跡をたどって」
政池 明（京都大学・名誉教授）
- ・「アーカイブ作業を通して思う記録の残し方」
松田慎三郎（東京工業大学先端原子力研究所）
- ・「KEK 創立50周年と史料室」
菊谷 英司（高エネルギー加速器研究機構史料室）

-----11:45 - 13:00-----休憩・昼食

- ・「白瀬 轟の晩年と南極観測隊とのつながり」
神田 啓史（国立極地研究所・名誉教授）
- ・「戦後初期における国立および大学附置研究所の変遷の概観」
有賀 暢迪（国立科学博物館理工学研究部）
- ・「核融合科学関係者名の基準一覧の作成」
五島 敏芳・戸田 健太郎（京都大学総合博物館）
- ・「我が国の核融合研究黎明期における研究者の活動史研究」
雨宮 高久（日本大学理工学部）

15:00

- ・総合討論（司会：菊谷英司）
- ・その他（来年度の研究会、プロシーディングスについて）

16:00 研究会終了

2018 年度第 2 回自然科学系アーカイブズ研究会参加者名簿

日時：2019 年 1 月 22 日（火）～ 23 日（水）

場所：核融合科学研究所 研究 I 期棟 402 会議室

氏 名	所 属 等
高 埜 利 彦	学習院文学部 名誉教授
高 岩 義 信	高エネルギー加速器研究機構 KEK 史料室
中 村 優 子	高エネルギー加速器研究機構 KEK 史料室
渡 辺 杏 菜	高エネルギー加速器研究機構 KEK 史料室
有 賀 暢 迪	国立科学博物館
神 田 啓 史	国立極地研究所 名誉教授
山 内 恭	国立極地研究所 名誉教授
大 坂 亜紀子	国立極地研究所 アーカイブ室
菅 真 城	大阪大学 共創機構社会学共創本部
市 村 櫻 子	東京大学 工学・情報理工学図書館
梅 谷 恵 子	東京大学 工学・情報理工学図書館
若 林 悠	東京大学 先端科学技術研究センター
柳 生 修 二	総合研究大学院大学
小 沼 通 二	慶應義塾大学 名誉教授
政 池 明	京都大学 名誉教授
水 内 亨	京都大学 エネルギー理工学研究所
松 田 慎三郎	東京工業大学 科学技術創成研究院
雨 宮 高 久	日本大学 理工学部
岡 田 浩 樹	神戸大学大学院
西 谷 正	元キクチ眼鏡専門学校 教授
吉 田 英 俊	量子科学技術研究開発機構・核融合エネルギー研究開発部門
森 雅 博	量子科学技術研究開発機構・核融合エネルギー研究開発部門
室 賀 健 夫	核融合科学研究所 副所長
松 岡 啓 介	核融合科学研究所 核融合アーカイブ室
井 口 春 和	核融合科学研究所 核融合アーカイブ室
難 波 忠 清	核融合科学研究所 核融合アーカイブ室
木 村 一 枝	核融合科学研究所 核融合アーカイブ室
遠 藤 満 子	核融合科学研究所 核融合アーカイブ室
太 田 雅 子	核融合科学研究所 図書室
吉 田 萩 子	核融合科学研究所 図書室

(以上、30 名)

Publication List of NIFS-PROC. Series

- NIFS-PROC-102 Edited by Liqun HU, Shigeru MORITA and Yeong-Kook OH
Proceeding of A3 Foresight Program Seminar on Critical Physics Issues Specific to Steady State Sustainment of High-Performance Plasmas May 17-20, 2016, Yinchuan, China
Jan. 23, 2017
- NIFS-PROC-103 Edited by Daiji Kato, Zhengying Cui and Chenzhong Dong
JSPS-NRF-NSFC A3 Foresight Program Seminar Proceedings of Japan-China-Korea Joint Seminar on Atomic and Molecular Processes in Plasma Jul. 26 - 28, 2016, Chengdu, China
Mar. 17, 2017
- NIFS-PROC-104 Atsuo Iiyoshi
Fusion for Sustainable World Development
Mar. 27, 2017
- NIFS-PROC-105 Edited by Weihua Jiang
Frontiers of Applied Pulse Power Technology
Aug. 28, 2017
- NIFS-PROC-106 Edited by Keiichi Kamada and Tetsuo Ozaki
Evolution of Pulse Power and its Peripheral Technology
Nov. 01, 2017
- NIFS-PROC-107 Edited by Hiroaki Ito and Tetsuo Ozaki
Recent Progress of Pulsed Power Technology and its Application to High Energy Density Plasma
Nov. 27, 2017
- NIFS-PROC-108 Edited by Yeong-Kook OH, Shigeru MORITA and Liqun HU
Proceeding of A3 Foresight Program Seminar on Critical Physics Issues Specific to Steady State Sustainment of High-Performance Plasmas November 22-25, 2016, Jeju, Korea
Jan. 11., 2018
- NIFS-PROC-109 Edited by Shigeru MORITA, Liqun HU and Yeong-Kook OH
Proceeding of A3 Foresight Program Seminar on Critical Physics Issues Specific to Steady State Sustainment of High-Performance Plasmas 11-14 July, 2017, Sapporo, Japan
Jan. 12, 2018
- NIFS-PROC-110 Edited by Jun Hasegawa and Tetsuo Ozaki
Recent Developments of Pulsed Power Technology and Plasma Application Research
Jan. 12, 2018
- NIFS-PROC-111 Edited by Liqun HU, Shigeru MORITA and Yeong-Kook OH
Proceeding of A3 Foresight Program Seminar on Critical Physics Issues Specific to Steady State Sustainment of High-Performance Plasmas 12 - 15 December, 2017, Chongqing, China
Jun. 11, 2018
- NIFS-PROC-112 Edited by E. Kikutani (KEK) and S. Kubo (NIFS)
Proceedings of the meeting on Archives in Fields of Natural Sciences in FY 2017
Oct. 18, 2018 (Written in Japanses)
- NIFS-PROC-113 Pulsed Power and High-Density Plasma and its Applications
Edited by Koichi Takaki and Tetsuo Ozaki
Feb. 6, 2019
- NIFS-PROC-114 The 7th Japan-China-Korea Joint Seminar on Atomic and Molecular Processes in Plasma (AMPP2018)
Edited by Daiji Kato, Ling Zhang, and Xiaobin Ding
May 10, 2019
- NIFS-PROC-115 CFQS TEAM
NIFS-SWJTU JOINT PROJECT FOR CFQS -PHYSICS AND ENGINEERING DESIGN-
VER. 2.1 2019. SEP.
Nov. 8, 2019
- NIFS-PROC-116 Satoshi Ohdachi, Editor of the Post-CUP Workshop proceeding
Collected papers at the 2019 Post-CUP Workshop & JSPS-CAS Bilateral Joint Research Projects Workshop,
24th-26th July, 2019, Nagoya, Japan
Feb. 21, 2020
- NIFS-PROC-117 Edited by E. Kikutani (KEK) and S. Kubo (NIFS)
Proceedings of the meetings on Archives in Fields of Natural Sciences in FY2018
June. 9, 2020 (Written in Japanses)